

基本問題小委員会における検討事項 (課題と検討の方向性)

平成28年3月2日

課題

○重層化の進展に伴い技術者制度について見直すべき点がないか

- ・ 建設業法上、建築物等の適正施工に対する元請の統括的責任を明確化すべきではないか
- ・ 建設業法上、監理技術者と主任技術者の役割について同一の条文で規定しているが、元請と下請では技術者の役割が異なり、これを明確化すべきではないか
- ・ 監理技術者、主任技術者の配置要件のあり方（例えば、施工が連続せず待機が生じる工程等実態を踏まえた運用）
- ・ 工場製品の割合が増加し、現場施工の割合が縮小。このため、工場製品の品質が現場の適正施工に大きな影響
- ・ 販売代理店等、実施工への関与の度合いが小さい企業が請負契約として施工体制に参画していることが妥当か（施工上の役割・責任の不明確化、円滑な連絡調整への支障等の弊害が生じるおそれ）

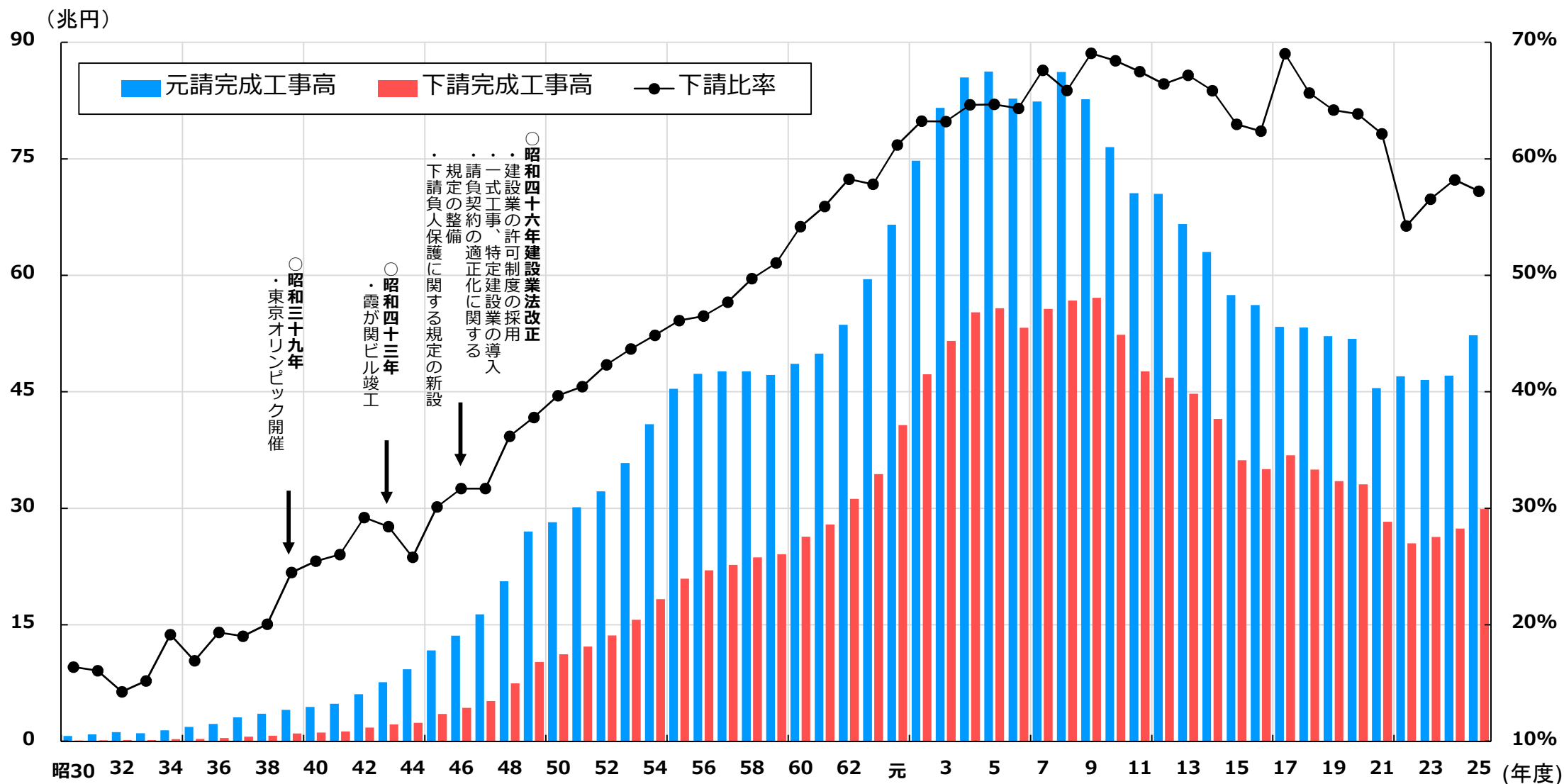


対応の方向性

■ 元請・下請の施工体制上の役割・責任の明確化

- 元請の総括的な管理責任の明確化
- 元請が複数人体制の場合における監理技術者等の役割の明確化
- 工場製品に関する品質管理のあり方
- 施工体制における元請の監理技術者・下請の主任技術者の役割の違いの明確化
- 実態を踏まえた監理技術者、主任技術者の適正な配置のあり方
- 実施工への関与の度合いが小さい企業の関与のあり方の検討
- 一括下請負の判断基準である「実質的関与」の明確化等

○ 下請比率（下請完成工事高÷元請完成工事高）は下請構造の重層化に伴って上昇傾向にあったが、近年では50%後半で推移。



建設工事の平均的な下請構造(工事内容別・規模別)

- 下請企業数は、建築系工事が土木工事よりも相当上回り、建築系工事の中では店舗が最も多い。
- 次数別の下請企業数は、規模が大きくなるほど2次下請の割合が大きくなる傾向にある。

規模(※)		マンション(n=461現場)	オフィスビル(n=559現場)	店舗(n=97現場)	土木(n=832現場)
大	1次	65社	73社	84社	23社
	2次	204社	238社	301社	52社
	3次	73社	120社	147社	14社
	4次	11社	22社	30社	2社
	5次	1社	2社	3社	0社
中	1次	24社	28社	22社	6社
	2次	49社	60社	53社	10社
	3次	13社	22社	21社	2社
	4次	2社	3社	5社	0社
	5次	0社	0社	0社	
小	1次	4社	6社	3社	2社
	2次	7社	9社	6社	2社
	3次	2社	4社	3社	0社
	4次	0社	1社	0社	
	5次				

※作業員名簿に登録された作業員数により分類

出典:重層下請構造実態調査(数値等は調査中段階のものであり、今後変動する可能性がある。)

○施工体制における監理技術者・主任技術者の役割の明確化

- 監理技術者等の職務（役割）は総括的に、施工計画作成、工程管理、品質管理等技術上の管理及び当該建設工事の施工に従事する者の技術上の指導監督（建設業法）と記載
- 実態上は元請、下請、土木、建築等により職務（役割）に違い

職務

- 主任技術者及び監理技術者は、工事現場における建設工事を適正に実施するため、当該建設工事の施工計画の作成、工程管理、品質管理その他技術上の管理及び当該建設工事の施工に従事する者の技術上の指導監督の職務を誠実に行わなければならない。〔建設業法第26条の3〕

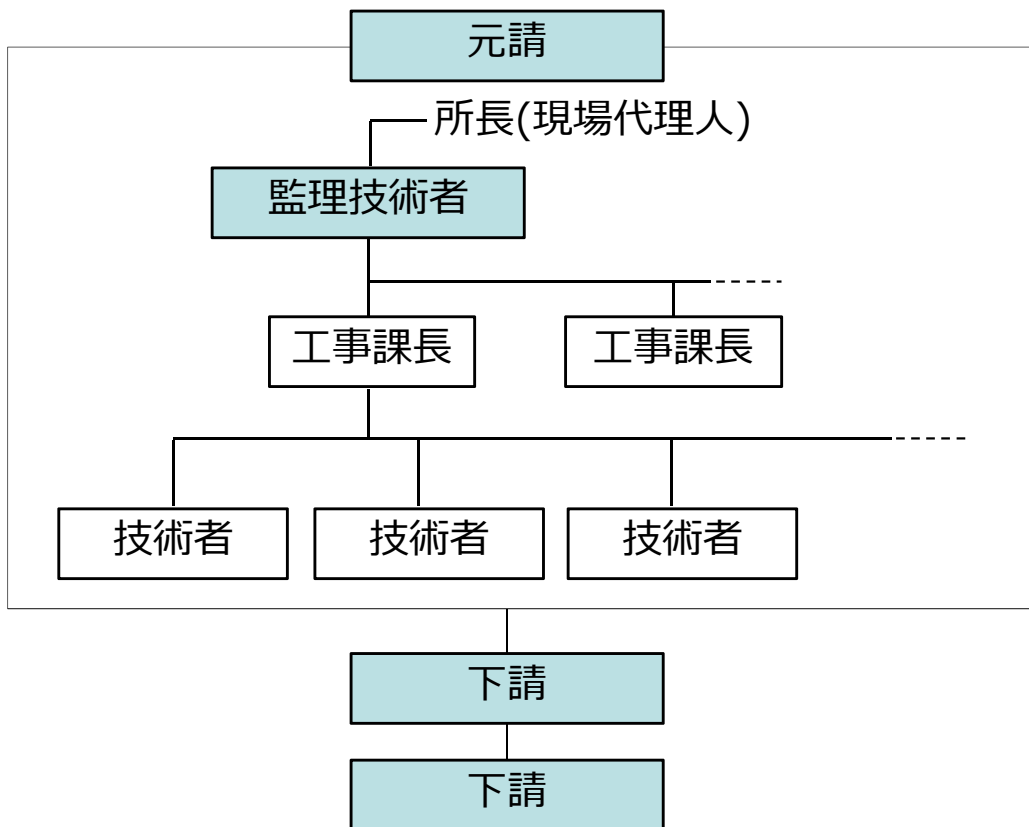
現状

	工程管理	品質管理	その他（安全管理、コスト監理、技術指導等）
元請	<ul style="list-style-type: none"> ○施工計画書の作成 ○朝礼等日々の打合せで工程管理を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○品質計画書を作成 ○下請の技術的判断を確認（立会、書類等） 	<ul style="list-style-type: none"> ○安全衛生法に基づく統括安全衛生責任者 ○法令遵守や施工手順等下請指導
下請	<ul style="list-style-type: none"> ○1次下請が施工計画書を踏まえ、施工要領書等の作成 	<ul style="list-style-type: none"> ○自主検査等により適正施工の技術的判断 	<ul style="list-style-type: none"> ○安全衛生法に基づく安全衛生責任者

- 元請は発注者に対して適正施工にかかる一義的な責任を負うため、下請による施工に対しても最終的な責任を負う
- 監理技術者等の配置は適正施工にとって必要事項であり、工事の規模や内容等を踏まえた配置を検討する必要

○元請の総括的な管理責任の明確化

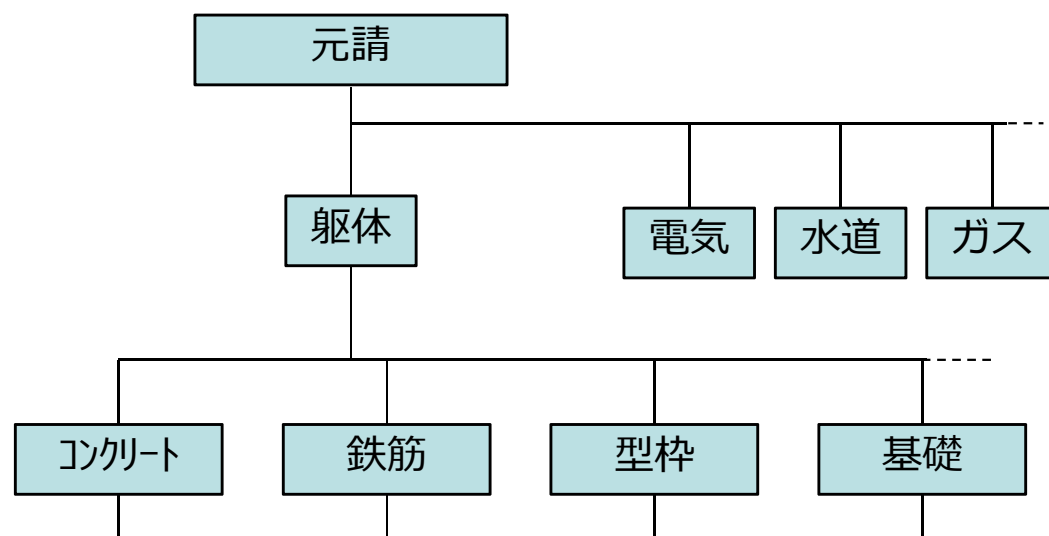
〔大規模工事（土木・建築）の場合〕



- 工事の規模が大きくなると元請の役割等が増大することから、現場事務所において配置される人員が増え分業化が進む。

○主任技術者の適正配置のあり方

〔住宅工事（低層共同住宅）の場合〕

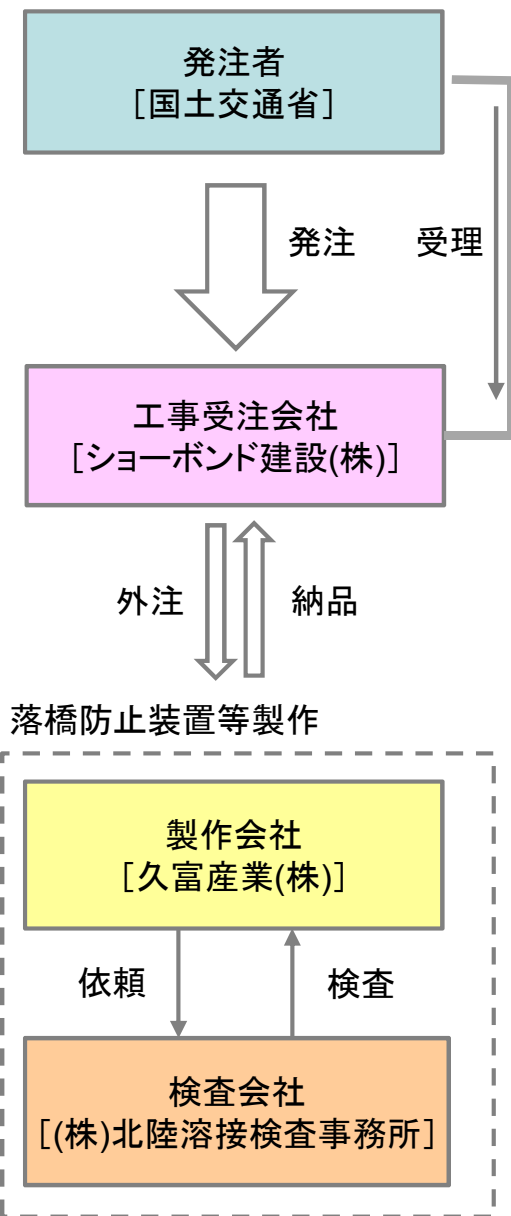


- 住宅建設においては、工場製品の比重が大きく、現場では組み立て方式。



出典：セキスイハイムHP

○ 全体150部材のうち、不良部材についてH28. 2末までに補修(検査した80部材のうち58部材で溶接不良を発見)



施工計画書提出

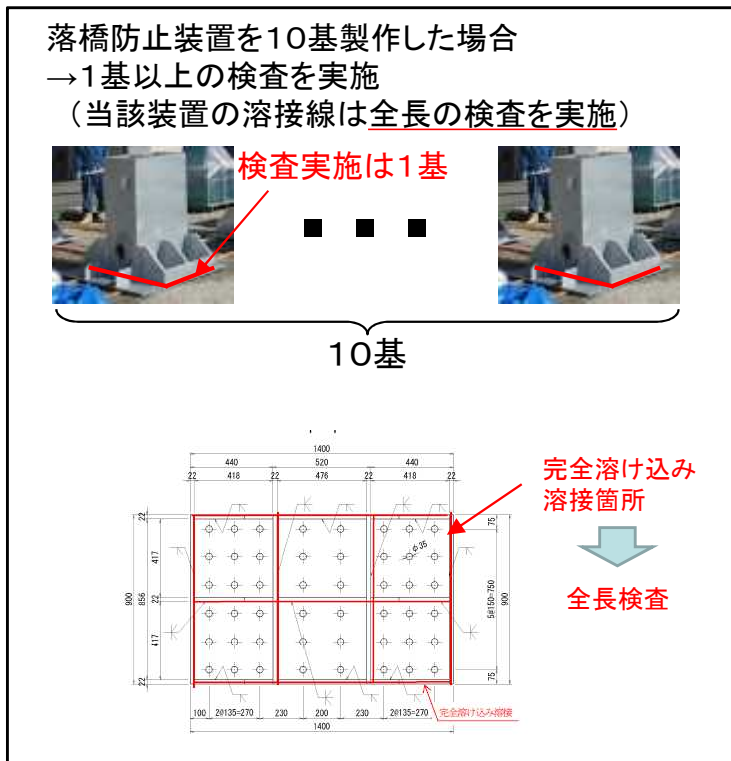
[溶接品質管理]

- ・超音波探傷検査にて溶接検査
- ・第三者機関に依頼
- ・検査頻度は10%以上

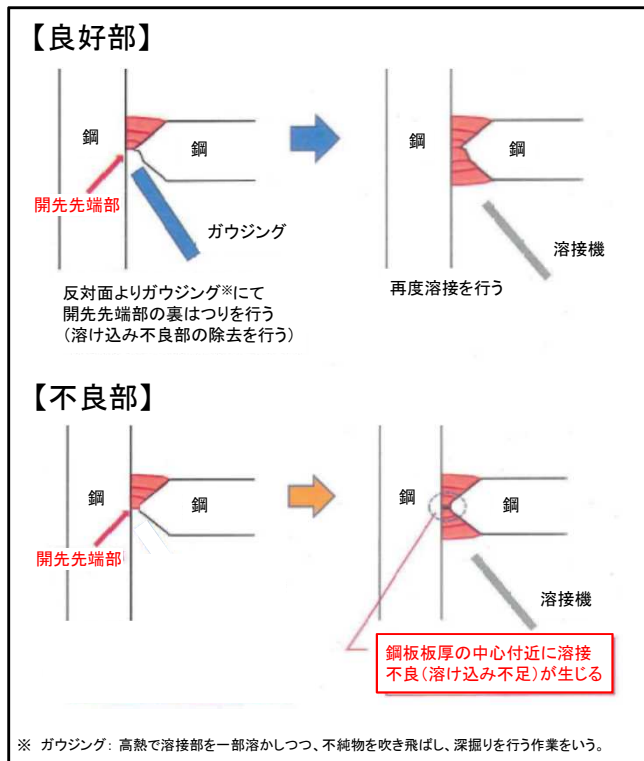
■落橋防止装置・変位制限装置



■検査頻度10%以上のイメージ



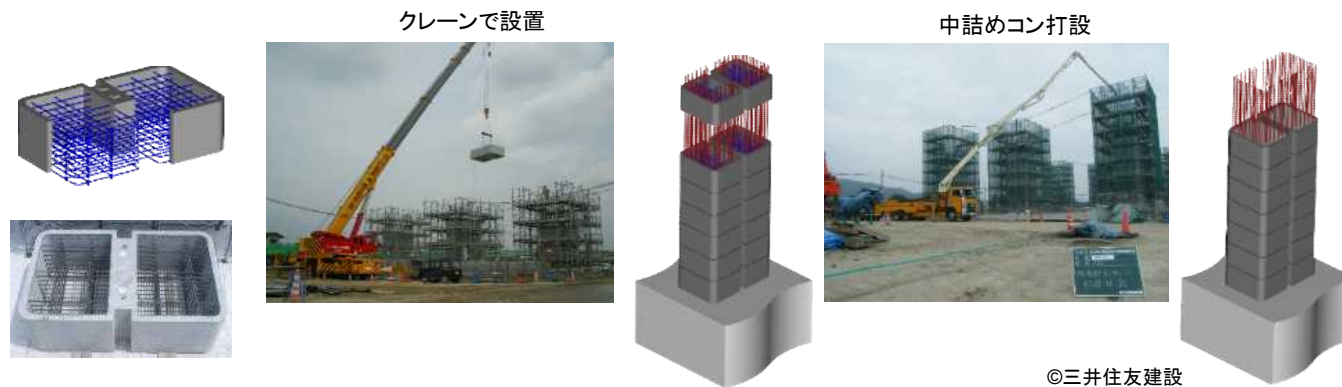
■完全溶け込み溶接



○効率的な工法による省力化、工期短縮(施工)

(例)鉄筋をプレハブ化、型枠をプレキャスト化することにより、型枠設置作業等をなくし施工

現場打ちの効率化



©三井住友建設

鉄筋、型枠の高所作業なし

脱型不要

従来方法



鉄筋組立



型枠設置



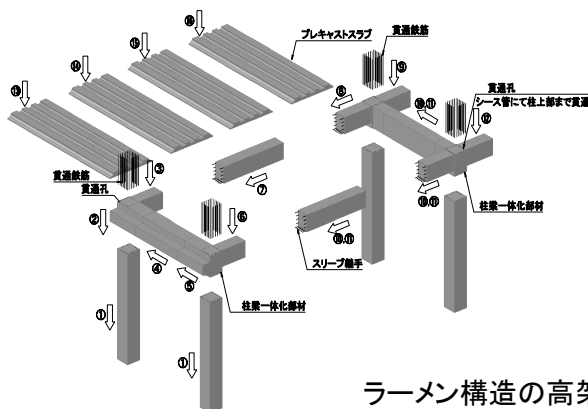
生コン打設



脱型

(例)各部材の規格(サイズ)を標準化し、定型部材を組み合わせて施工

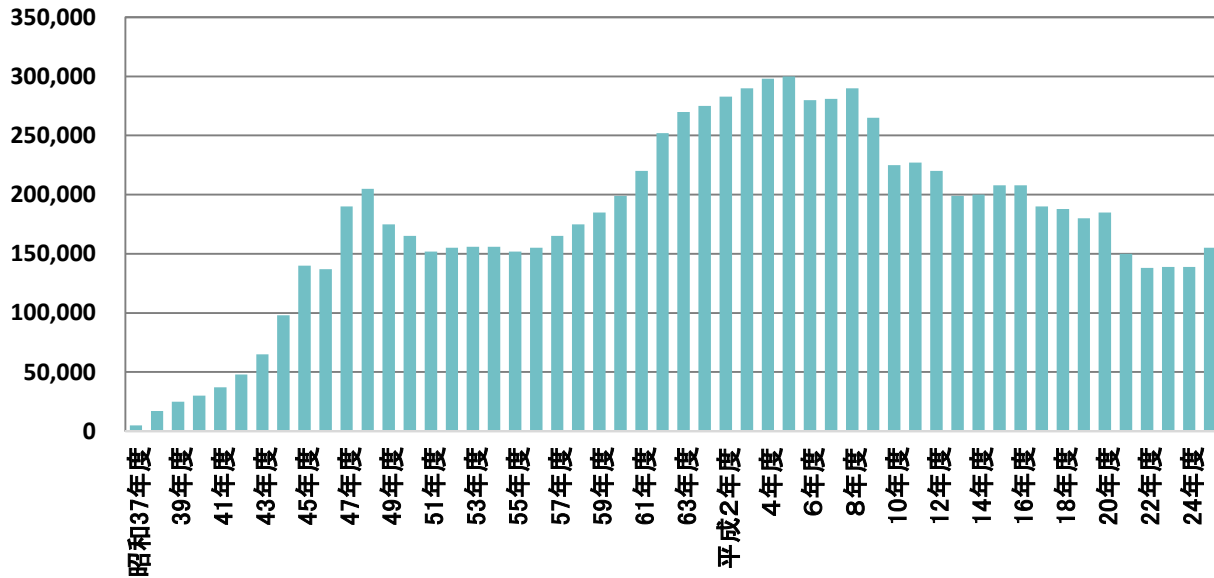
プレキャストの進化



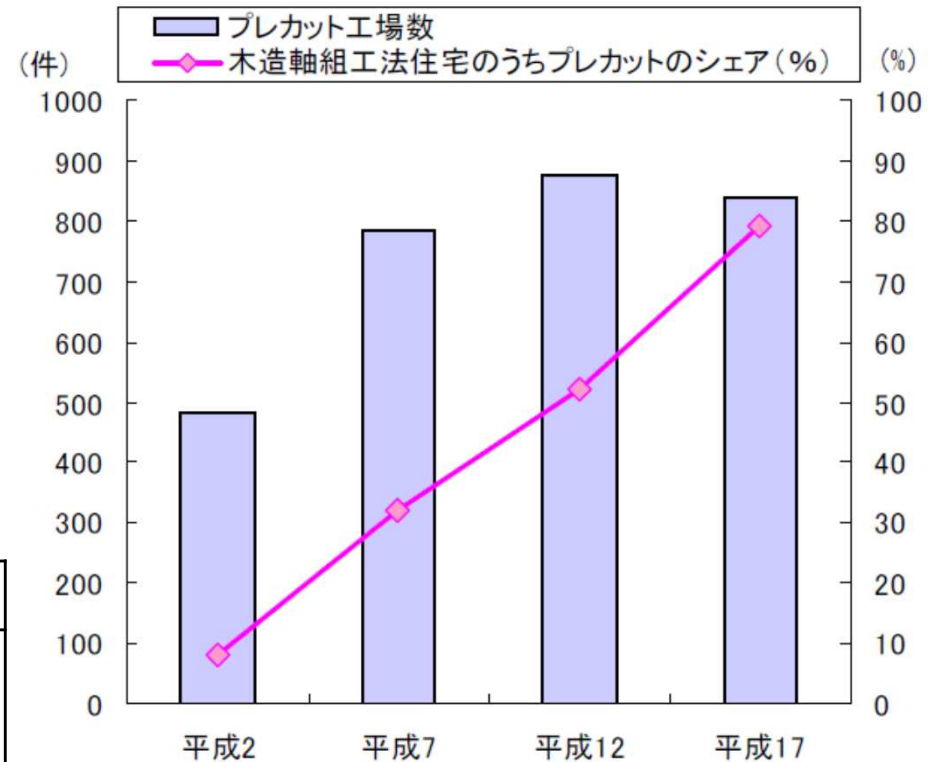
ラーメン構造の高架橋の例

©大林組

プレハブ住宅着工戸数の推移



プレカット工場数とプレカットのシェアの推移



出所:「住宅産業のニューパラダイム(案)」(H20.3月、今後の住宅産業のあり方に関する研究会、経済産業省)より抜粋。

出典:全国木造住宅機械プレカット協会

(注)「プレカット」とは:機械プレカット加工は、木造住宅の柱や梁の継ぎ手、仕口について、従来は墨付けにしたがって手工具で加工していたものを機械で行う技術。

最近のプレカット機械は、CAD/CAM全自動機であり、木造住宅の平面図や立面図等を基に加工データをCAD入力し、その情報をCAMに転送して自動的に切削することで加工精度の高い柱や梁、羽板材、パネル等を生産することが可能。

出所)(一社)プレハブ建築協会ホームページより

注)平成26年3月末時点のプレハブ住宅供給実績(約925万戸) 8

		内 訳	小 計	
一戸建て	木質系	1,229,950	4,356,316	
	鉄鋼系	2,975,911		
	コンクリート系	150,455		
共同建て	低層	木質系	318,330	3,268,458
		鉄鋼系	2,726,901	
		コンクリート系	223,227	
	中高層	木質系	4,763	1,627,251
		鉄鋼系	384,087	
		コンクリート系	1,238,401	
		総 累 計	9,252,025	

- 適正施工は、高い技術力を持った監理技術者等が工事現場に配置されることにより確保
- 工事現場のうち重要な施設については、技術者の専任を求めている

配 置

- 建設業者は、その請け負った建設工事を施工するときは、当該工事現場における建設工事の施工の技術上の管理をつかさどる者を置かなければならない。〔建設業法第26条〕
 - 発注者から直接請け負った建設工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の額の合計が三千万円（建築一式工事の場合は四千五百万円）以上となる場合には、特定建設業の許可が必要になるとともに、主任技術者に代えて監理技術者を置かなければならない。 他 〔監理技術者制度運用マニュアル〕
- 公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な建設工事で政令で定めるものについては（中略）主任技術者又は監理技術者は、工事現場ごとに、専任の者でなければならない。〔建設業法第26条〕



<一般的な役割>

- 建設資材の販売代理店的役割を担っている
- 資材の納入管理等の管理業務は行うものの、実質的に施工に携わらない

<問題点>

- 施工上の役割・責任が不明確
- 円滑な連絡・情報共有への支障
- 工事の品質低下
- 価格への影響 等

<横浜市のマンション事案における役割(日立ハイテクノロジーズ)>

- 請け負った基礎ぐい工事の主たる部分を2次下請に請け負わせており、自社では基礎ぐい工事の進捗管理や安全管理のほか、くい製造会社に対する納期の確認指示等を行っていた。
- くい工事に関する施工計画書の作成、工程管理、出来形・品質管理、完成検査等を行っていなかった。施工計画書については2次下請が作成したものをほぼそのまま元請に提出していた。
- 本ぐいの支持層への到達の判断は特段行っていなかった。

- 建設業法上、一括下請負は、発注者の事前の承諾がある場合を除き、禁止されている。
- なお、公共工事や共同住宅を新築する建設工事については、一括下請負が全面的に禁止されている。

【一括下請の判断基準について】

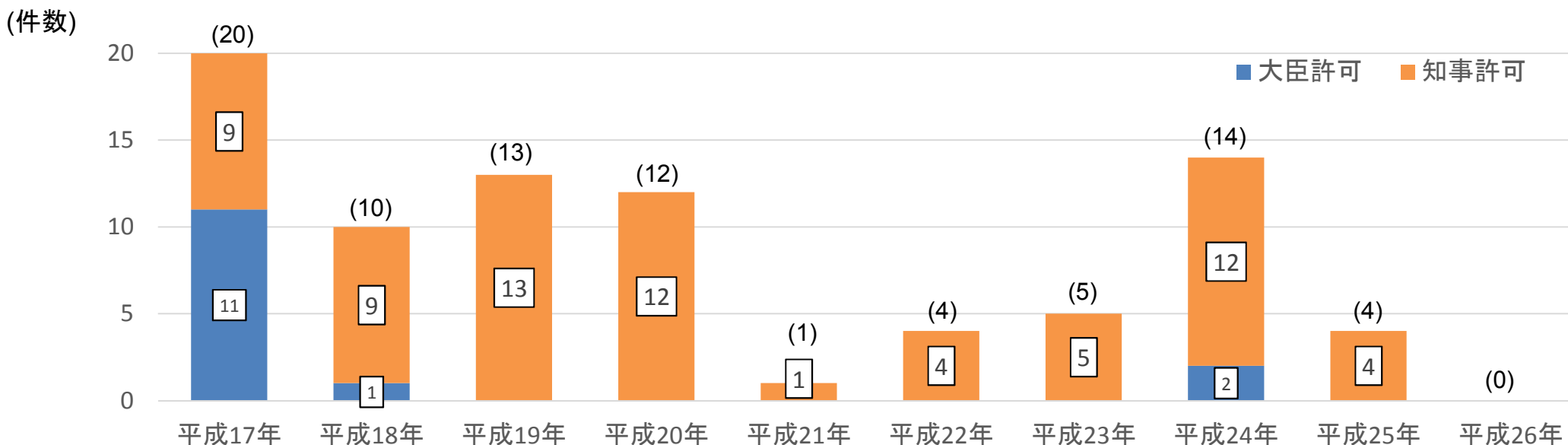
※元請、下請とも同一の基準が適用

- 建設業者は、その請け負った建設工事の完成について誠実に履行することが必要との観点から、以下の場合において、下請工事の施工に実質的に関与していると認められるときを除き、一括下請負に該当するとの基準が示されている。
 - ① 請け負った建設工事の全部又はその主たる部分を一括して他の業者に請け負わせる場合
 - ② 請け負った建設工事の一部であって、他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して他の業者に請け負わせる場合
- 「実質的に関与」とは、元請負人が自ら総合的に企画、調整及び指導を行うことをいう。

※「総合的に企画、調整及び指導」は、施工計画の総合的な企画、工事全体の的確な施工を確保するための工程管理及び安全管理、工事目的物、工事仮設物、工事用資材等の品質管理、下請負人間の施工の調整、下請負人に対する技術指導、監督等を行うことをいう。

※「元請負人」とは下請契約における注文者で建設業者であるものをいい、「下請負人」とは下請契約における請負人をいう。

【一括下請負の処分件数推移】



※()内は大臣許可業者及び知事許可業者の合計

【具体的な処分例】

処分時期	処分対象者	一括下請負の判断について
平成14年7月	4次下請 【とび・土工】	○4次下請は <u>資材の調達・運搬を行ったのみ</u> であり、現場に <u>技術者を1人も配置していなかった</u> 。
平成16年12月	元請 【土木一式、舗装】	○一括下請負の判断基準である総合的な企画、調整及び指導（ <u>施工計画の総合的な企画、工事全体の的確な施工を確保するための工程管理及び安全管理、工事目的物、工事仮設物、工事用資材等の品質管理、下請負人間の施工の調整、下請負人に対する技術指導、監督</u> ）について、元請は <u>いずれも行っていなかった</u> 。
平成17年8月	元請 【建築一式】	○元請が作成した <u>指示簿や工事日報等が不十分であった</u> 。 ○元請が主体的に実施すべき <u>施工計画書の作成、工程管理、出来高管理及び安全管理</u> について、 <u>1次下請が全て実施し、又は1次下請と共同で実施していた</u> 。

課題

- **民間工事の中には追加リスクへの対応等について受発注者間・元下間の役割分担等があいまいなケースが存在**
 - ・ 建設工事は、地盤状況や埋設物、設計調整など、工事開始後に様々なリスクや調整事項が発生する特性がある
 - ・ このようリスクや現場不一致が発生した場合の対応方法が予め決められておらず、発生後に関係者間で対応を協議した場合、手戻りや手待ちの発生等が生じ、円滑な施工の支障となるおそれがある
 - ・ さらに、このようなルールがないことが（施工不良があっても隠してしまうのではないかと）国民の不安に繋がっているおそれがある
- **重層化の進行に伴って、施工責任の所在が明確化されにくく、紛争が生じた場合に当事者間では円滑・迅速な解決が図られにくい**
- **建設工事がブラックボックス化しており国民やエンドユーザーにとって不安が生じているのではないか**
 - ・ エンドユーザーの安心・安全確保の見地から、施工に関する情報提供のあり方に課題はないか
 - ・ 施工現場が仮囲いで閉じられ外部から見えにくいことが建設業に対する理解や現場の意欲を阻害していないか

対応の方向性（検討事項案）

■ 民間工事における発注者・設計者・元請・下請の請負契約等の適正化

- 工事開始前の準備段階における発注者や設計者との情報共有等を通じた責任や役割分担の明確化・適正化
- 工期変更や追加工事等に関する設計変更等の円滑化

■ 施工責任に係る紛争調整等の円滑化

- 施工責任を専門的見地から審査等する中立的組織・機能の検討

■ 施工に関する情報の積極的な公開

建設業法（昭和24年法律第100号）

- 建設工事の請負契約の原則として、建設工事の請負契約の当事者は、各々の対等な立場における合意に基いて公正な契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行しなければならない旨を規定（第18条）。
- 建設工事の請負契約の内容として記載すべき事項（例：工事内容、請負代金額、工期、設計変更等があった場合における工期や請負代金額の変更等の額の算定方法に関する定めなど）を規定（第19条第1項）。
- 注文者が、自己の取引上の地位を不当に利用し、その注文した建設工事を施工するために通常必要と認められる原価に満たない金額を請負代金の額とする請負契約を締結してはならない旨を規定（第19条の3）。

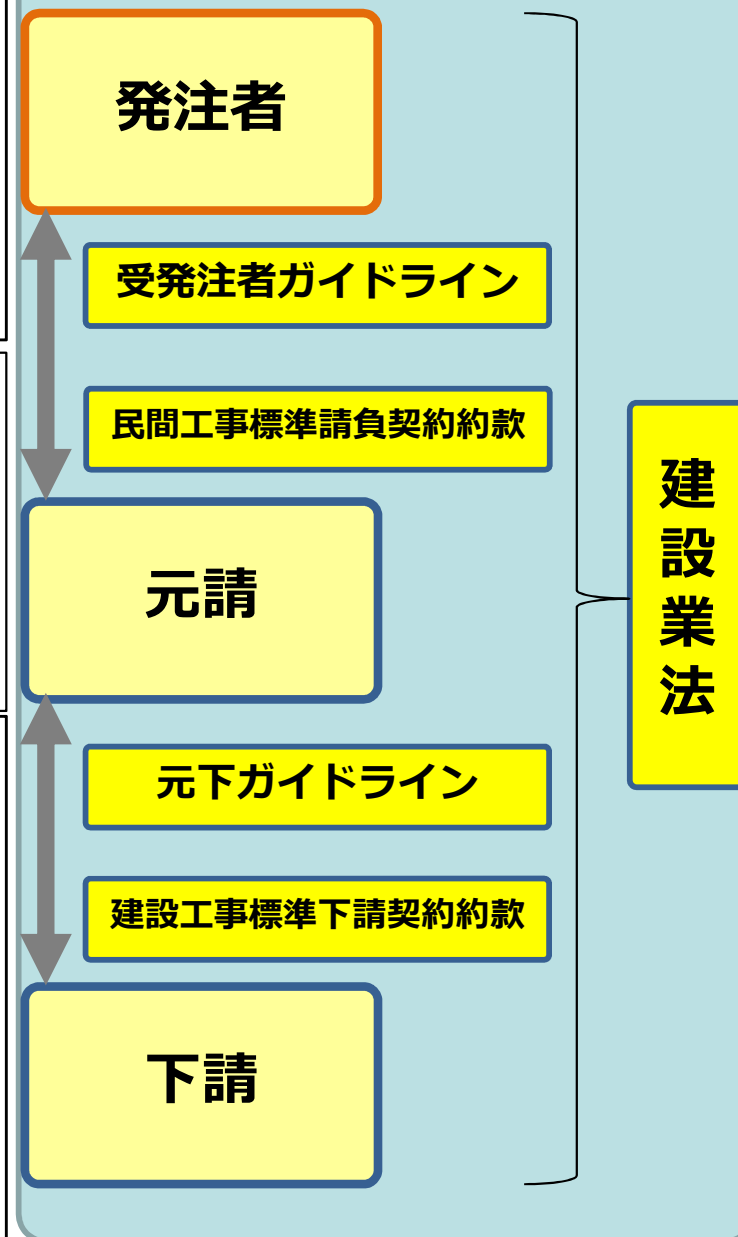
発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドライン（平成23年8月 建設業課）

- 追加工事等の着工前に書面による契約変更を行うことが必要。
- 追加工事等に要する費用を受注者に一方的に負担させることは、不当に低い請負代金の禁止に違反するおそれ。
- 工期変更についても書面による契約変更が必要。
- 工期の変更に伴う費用を受注者に一方的に負担させることは、不当に低い請負代金の禁止に違反するおそれ。
- 不当に低い請負代金の禁止（建設業法第19条の3）は変更契約にも適用。

民間工事標準請負契約約款（甲）（平成22年7月26日中央建設業審議会決定）

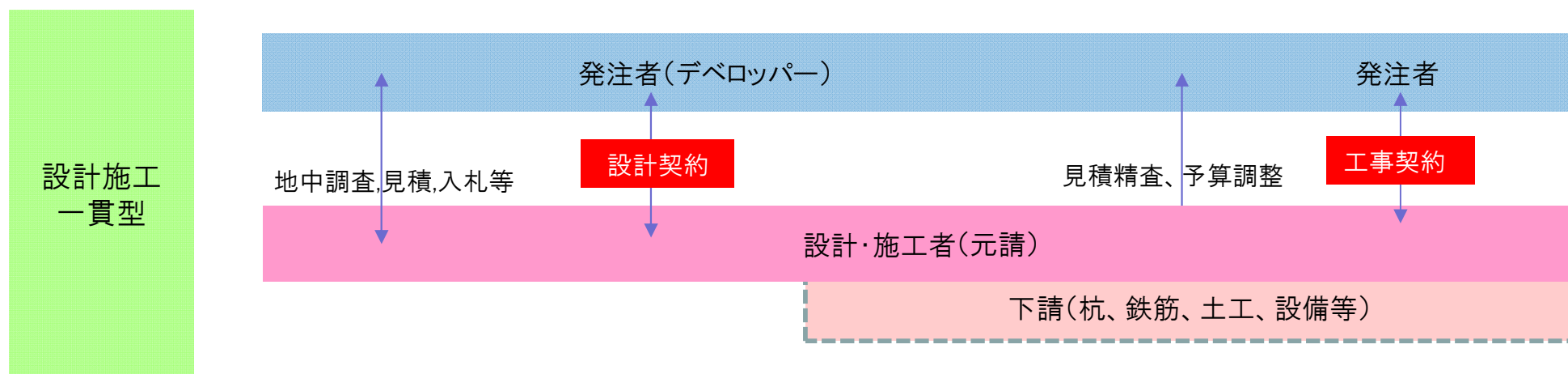
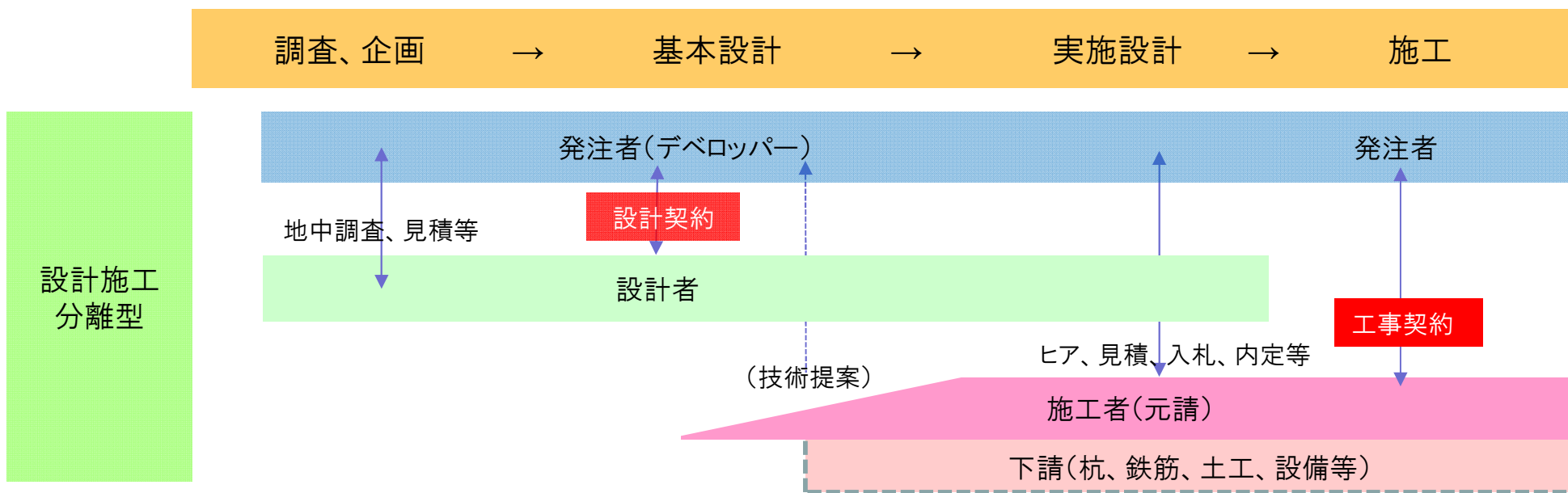
- 発注者は、必要があると認めるときは、工事の追加・変更ができるとともに、受注者に工期の変更を求めることができる（第31条第1項・2項）。
- 受注者は、発注者に対して、工事内容の変更及び当該変更に伴う請負代金の増減額を提案することができる（第31条第3項）。
- 受注者は、工事の追加・変更等の正当な理由があるときは、発注者に対して、その理由を明示して、必要と認められる工期の延長を請求することができる（第31条第5項）。
- 発注者又は受注者は、工事の追加又は変更があったときや工期の変更があったとき等の場合は、相手方に対して、その理由を明示して必要と認められる請負代金額の変更を求めることができる（第32条第1項）。
- 請負代金額を変更するときは、原則として、工事の減少部分については監理者の確認を受けた請負代金内訳書の単価により、増加部分については時価による（第32条第2項）。

工事請負契約と諸制度の適用関係



※この他、民間（旧四会）連合協定工事請負契約約款などにおいても、民間工事における工期や設計変更等に関する規定がある。

- ・設計施工が分離型か一貫(一括)型かによって、施工者の関与は大きく異なるが、分離型の場合、事前の調査は既に終わっていることが多い。
- ・工事開始後の責任範囲やリスク分担など、関係者間で協議すべき事項として特に決まったものがあるわけではない。
- ・工事着手前に関係者間で情報共有や協議体制を整備することで、工事開始後のリスクに円滑に対応することが可能。



※上記プロセスは、簡略化した一例であり、実際は、見積方法や技術提案、予算調整、設計修正等について多種多様な方法がある。

- ・一般に、民間工事の場合、標準的な約款のほかに、設計図書、説明書、質問回答書、特記仕様書等が一体となって工事請負契約を構成する。
- ・工事請負契約は、両者の合意により締結されるものであるが、責任分担が曖昧な規定について理解が不十分なまま契約を締結し、工事開始後に現場不一致等が発生した場合、トラブルの発生や、適正な品質を確保できなくなる可能性がある。

工事請負契約(発注者－受注者)

○約款
(民間標準約款、旧四会約款等を活用)

○設計図書
・設計図面
・現場説明書(契約条件の説明等)
・質問回答書(発注者からの回答)
・特記仕様書(当該物件に特有の仕様)

その他請負契約とは別に、施工者が作成する主な図書類

- ・総合図(施工のための基本図面)
- ・施工図(躯体、鉄筋加工等施工上必要な図面)
- ・施工計画(工程管理計画、安全衛生計画、仮設計画等)

工事施工後に発現する可能性のあるリスク

- ・地盤状況
- ・地中埋設物
- ・設計、資材の調整
- ・近隣対応、事故対応 等
- ・法定手続きの遅延等

これらのリスクについて、請負契約締結に先立ち、予め両者間で協議し、責任範囲や対応方法をできるだけ明確にしておくことが工事施工後のリスクを避けるために重要

建設工事は着手後に様々なリスクが発現し、工期や費用が変動するおそれがある。

＜地盤関連＞

- 杭を打設したが、**想定深度で支持地盤に到達しなかった**ため、再設計と既製杭の再注文が必要となった。
- **地下水位が想定よりも浅く、水圧が高い**ため、鋼矢板の打設長が変わり、使用するクレーンも変更となった。
- **軟弱地盤の沈下が想定した期間で収まらなかった**ため、次工程の着手が遅れた。



＜設計、資材関連＞

- 設計図書に示された**管路が所定の空間に入らなかった**ため、ルート変更が生じた
- **意匠設計と構造設計の調整が不十分**で、修正設計の必要が生じた。
- 使用予定の**資材が必要な時期に必要な数量搬入されなかった**ため、工期が遅れた。



＜地中埋設物関連＞

- **既存地下埋設物の位置が想定と異なっていた**ため、設置予定の構造物と干渉することが判明し、再設計を余儀なくされた。
- **地中から産業廃棄物が発見**され、廃掃法に則った処理が必要となった。



＜近隣、事故等＞

- **近隣住民から振動や騒音に対するクレーム**があり、作業時間を短縮せざるを得なくなった。
- 作業員が怪我をしたため、関係機関への報告や再発防止策の徹底により**工事が一時中断**した。
- **掘削残土搬出先の受入条件が変わった**ため、運搬距離や時期が変更となった。



工事着手後に発生する可能性のある施工上のリスクに円滑に対応するためには、

- 予め関係当事者間で情報共有、協議し、各々の役割、責任の分担や協議ルールを明確化しておくことが必要
- 合意された責任分担については、契約書等に位置づけることで紛争の発生を防止する効果が期待

工事着手後に設計変更が必要となる場合や、変更の要否について判断が必要な場合の協議の進め方や判断事例が明確になっていない。

＜設計変更が必要と考えられる場合の例＞

- ・設計図書の表示が不明確であったり、不整合がある場合
 例) 図面の記載内容が不十分であったり、不確定部分がある場合
 建築、電気設備、機械設備の各分野の設計内容が互いに整合せず、そのままでは施工できない場合
- ・設計図書に示された施工条件と実際の工事現場が一致しない場合
 例) 設計図書に明示された想定支持地盤と実際の工事現場が大きく異なることが判明した場合
 設計図書に示されていないアスベスト含有建材が発見され、調査及び撤去が必要となった場合
- ・予期することの出来ない特別な支障が施工中に生じた場合
 例) 施工中に地中障害物を発見し、当初の設計に支障が生じる場合



＜設計変更までは要さないと考えられる場合の例＞

- ・設計図書に定めのない事項で、発注者との協議や指示等がない中、受注者の独自の判断で施工を実施した場合※
 例) 設計図書に品質が定められていない製品を、受注者の都合で独自に選定して使用
- ・工事手法(仮設・施工方法)について、特記仕様書に特別の定めがないものを受注者が変更した場合
 例) 地下埋設物の設置に当たり、発注者は土留めを用いない掘削を見込んでいたが、
 受注者は土留めとして矢板を設置して掘削を実施(発注者の想定が合理的ではないことが判明した場合等を除く。)

※受注者の独自の判断で施工することを認めるものではない。



発注者と受注者がともに設計変更が必要なケースや協議の進め方等について十分理解しておくことにより、円滑な工事の施工が期待

マンションについては、宅建業者が顧客に分譲した場合、マンション管理組合に対し、建物等の設計に関する図書(11種類)を交付することが義務づけられている。

○マンションの管理の適正化の推進に関する法律(平成12年法律第149号)

(設計図書の交付等)

第百三条 宅地建物取引業者(宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第百七十六号)第二条第三号に規定する宅地建物取引業者をいい、同法第七十七条第二項の規定により宅地建物取引業者とみなされる者(信託業務を兼営する金融機関で政令で定めるもの及び宅地建物取引業法第七十七条第一項の政令で定める信託会社を含む。))を含む。以下同じ。)は、自ら売主として人の居住の用に供する独立部分がある建物(新たに建設された建物で人の居住の用に供したことがないものに限る。以下同じ。)を分譲した場合においては、国土交通省令で定める期間内に当該建物又はその附属施設の管理を行う管理組合の管理者等が選任されたときは、速やかに、当該管理者等に対し、当該建物又はその附属施設の設計に関する図書で国土交通省令で定めるものを交付しなければならない。

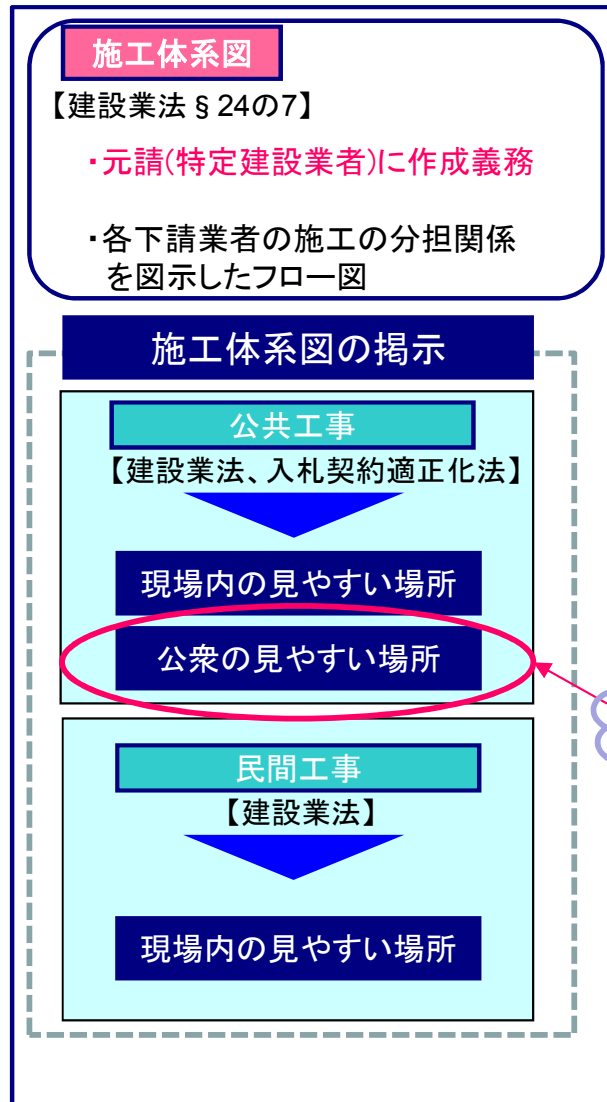
2 (略)

○マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則(平成13年国土交通省令第110号)

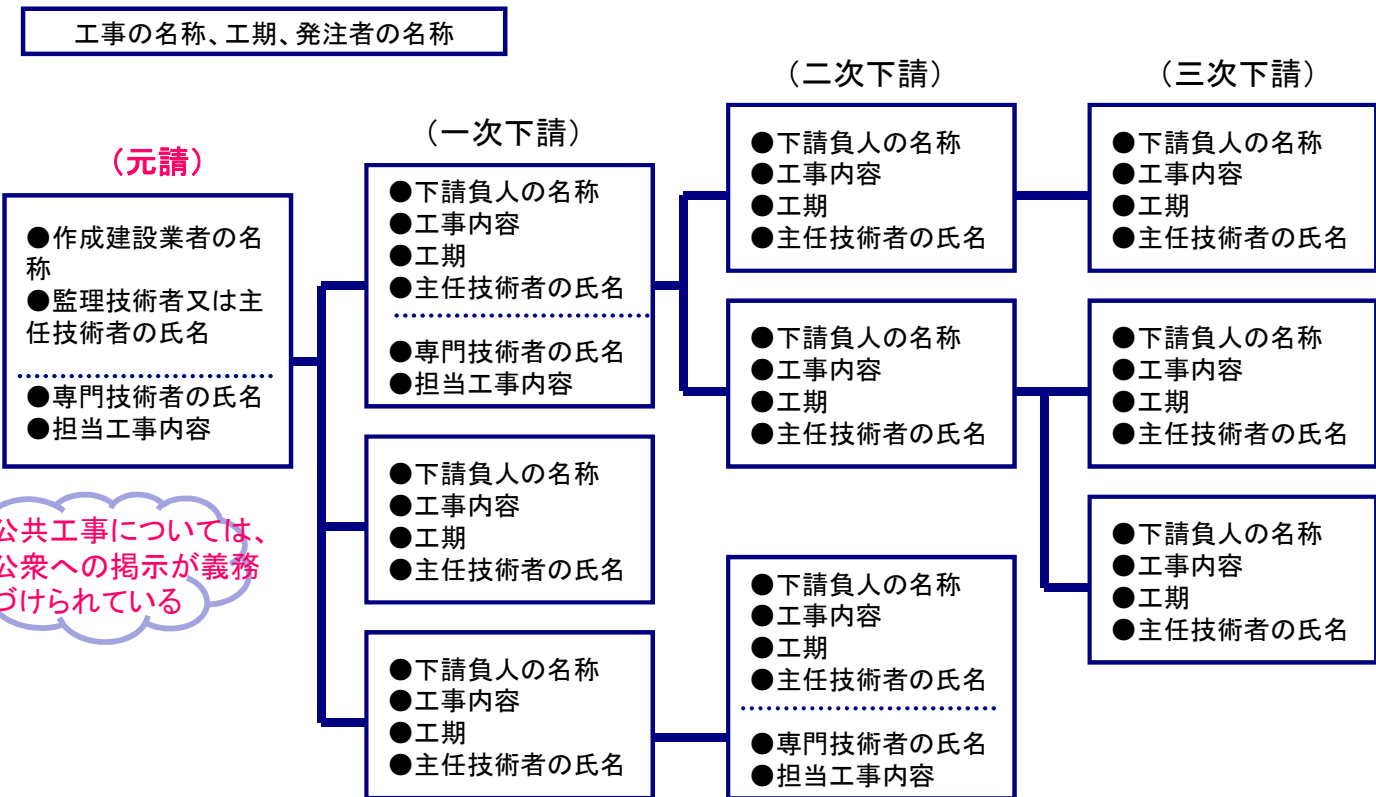
第百二条 法第百三条第一項の国土交通省令で定める図書は、次の各号に掲げる、工事が完了した時点の同項の建物及びその附属施設(駐車場、公園、緑地及び広場並びに電気設備及び機械設備を含む。)に係る図書とする。

- ①付近見取図 ②配置図 ③仕様書(仕上げ表を含む。) ④各階平面図 ⑤二面以上の立面図
- ⑥断面図又は矩計図 ⑦基礎伏図 ⑧各階床伏図 ⑨小屋伏図 ⑩構造詳細図 ⑪構造計算書

施工体系図は、作成された施工体制台帳に基づき、元請業者が作ることとされている各下請負人の施工分担関係が一目で分かるようにした図のこと。施工体系図を見ることによって、工事に携わる関係者全員が工事における施工分担関係を把握することができる。



（施工体系図イメージ）



公共工事については、
公衆への掲示が義務づけられている

課題

○ニーズに対応できる技術者の確保・育成が必要

- ・ 生産システムの変化やリフォーム工事の増加等に伴う新技術・新工法の活用に対応した高い技術力を持った技術者が必要
- ・ 生産年齢人口の減少に伴い、優秀な技術者を早期に育成する必要



対応の方向性

■ 技術と管理能力に優れた技術者の確保・育成と活躍

- 現場実態に即した監理技術者等の資格要件等の見直し
- 受験機会の拡大に向けた技術検定の運用改善や受検資格要件の見直し

技術と管理能力に優れた技術者の確保と育成

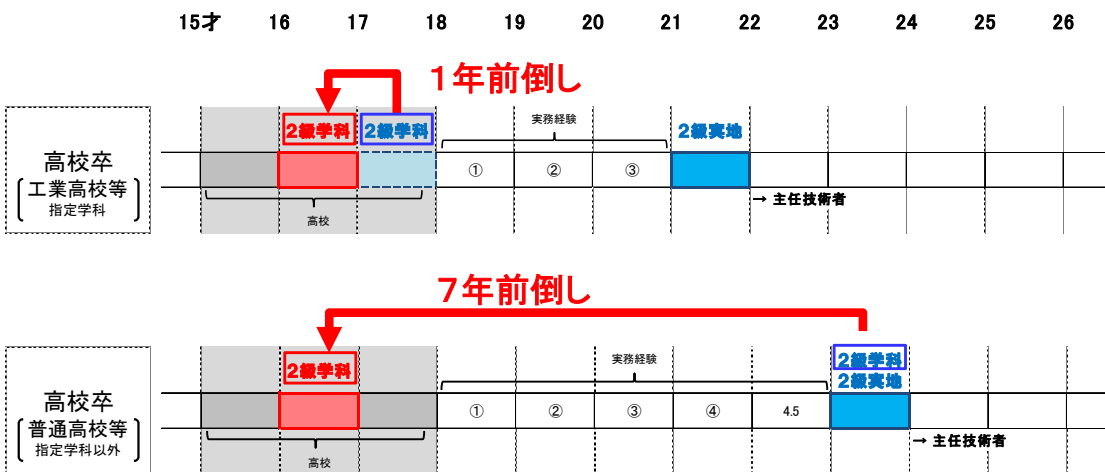
- 適正施工を確保するために、高い技術力を持った技術者が工事現場毎に配置
- 高い技術力を持つ人材が責任のある立場で早期に活躍できる仕組みを提供する事が重要

資格

- 建設業者は建設工事を施工するときは、当該工事現場に監理技術者（又は主任技術者）を置かなければならない。
〔建設業法26条〕
- 監理技術者等の要件は、業種区分に応じて、一定の実務経験を有するものの他、施工管理技士（技術検定）等の有資格者を規定（次頁参照）
〔建設業法26条、施工規則第7条の3〕

これまでの施策

- 2級技術検定の学科試験は、受験資格から実務経験を不要とし、早期に受検できる環境を整備
- 国土交通大臣登録試験として、民間試験のうち質の高い試験（地すべり防止工事士、1級計装士、解体工事施工技士）を主任技術者資格に規定



<解体工事の現場例>

		土木一式	建築一式	大工	左官	とび・土工	石	屋根	電気	管	タイル・れんが・ブロック	鋼構造物	鉄筋	ほ装	しゅんせつ	板金	ガラス	塗装	防水	内装仕上	機械器具設置	熱絶縁	電気通信	造園	さく井	建具	水道施設	消防施設	清掃施設	※解体				
建設業法	技術検定	建設機械1級																																
		建設機械2級																																
		土木1級																																
		◎土木2級																																
		建築1級																																
		◎建築2級																																
		電気工事1級																																
		電気工事2級																																
		管工事1級																																
		管工事2級																																
		造園1級																																
造園2級																																		
地すべり防止工事士					1																				1									
1級計装士									1	1																								
解体工事施工技士																																		
技術士法◎	技術士																																	
建築士法	建築士1級																																	
	建築士2級																																	
	建築設備士																																	
電気工事士法	第1種電気工事士																																	
	第2種電気工事士																																	
電気事業法	電気主任技術者																																	
電気通信事業法	電気通信主任技術者																																	
水道法	給水装置工事主任技術者																																	
消防法	消防設備士																																	
職業能力開発促進法◎	技能検定	1級																																
		2級			3	3	3	3	3		3	3	3	3		3	3	3	3	3	3		3		3	3	3					3		
建設業法	実主任技術者であり、元請4,500万円以上指導監督2年以上経大卒(指)3年以上、高卒(指)5年以上、その他10年以上																																	

凡例
 監理技術者・主任技術者資格
 主任技術者資格 (数字は、資格取得後、必要な実務経験年数)
 指定建設業

◎は業種に対応した細かな資格の種別、部門、職種、科目が設定されている。 ※解体工事業については平成28年6月から施行

課題

- **将来にわたる担い手確保のため、技能者をめぐる課題と将来像を踏まえた実効的な対策を講じる必要**
 - ・ 製造業と比較して低水準の賃金等の労働条件、若年入職者の高い離職率、高齢層の退職増加
 - ・ 依然として賃金カーブのピークが早期に到来する傾向

⇒ 技能者の入職・定着を促すような就労構造の改善が必要
- **人材の効率的活用や人材に係る企業の戦略的経営が不可欠**
 - ・ 労働力人口が減少する中、担い手確保の取組と併せ、限られた人材を有効に活用することが不可欠
 - ・ 高齢者の大量離職や若年層の新規入職の減少を踏まえ、専門工事業における人材活用や経営戦略の練り直しが課題
- **優秀な技能者を擁する下請企業がより成長できる環境整備が必要**
 - ・ 現在は下請企業の施工力や個々の技能者の技能・経験を客観的に評価・把握する方法が不足。技能者の技能・経験をデータで蓄積し、下請企業の人材や施工力の透明化を促す業界横断のシステム整備が必要

⇒ 真に施工力ある企業が選別され易い環境となり、行き過ぎた重層化を回避（優秀な技能者の効率的活用にも寄与）
- **地域ニーズに対応した産業人材の輩出や定住対策が急務**
 - ・ 地域社会ではあらゆる産業で人材不足が深刻化。地域の中小零細企業が多い専門工事業の担い手確保を図る上で、地域ニーズに根ざした産業人材の育成や地域への定住対策と一体となった施策の推進を図る観点も重要

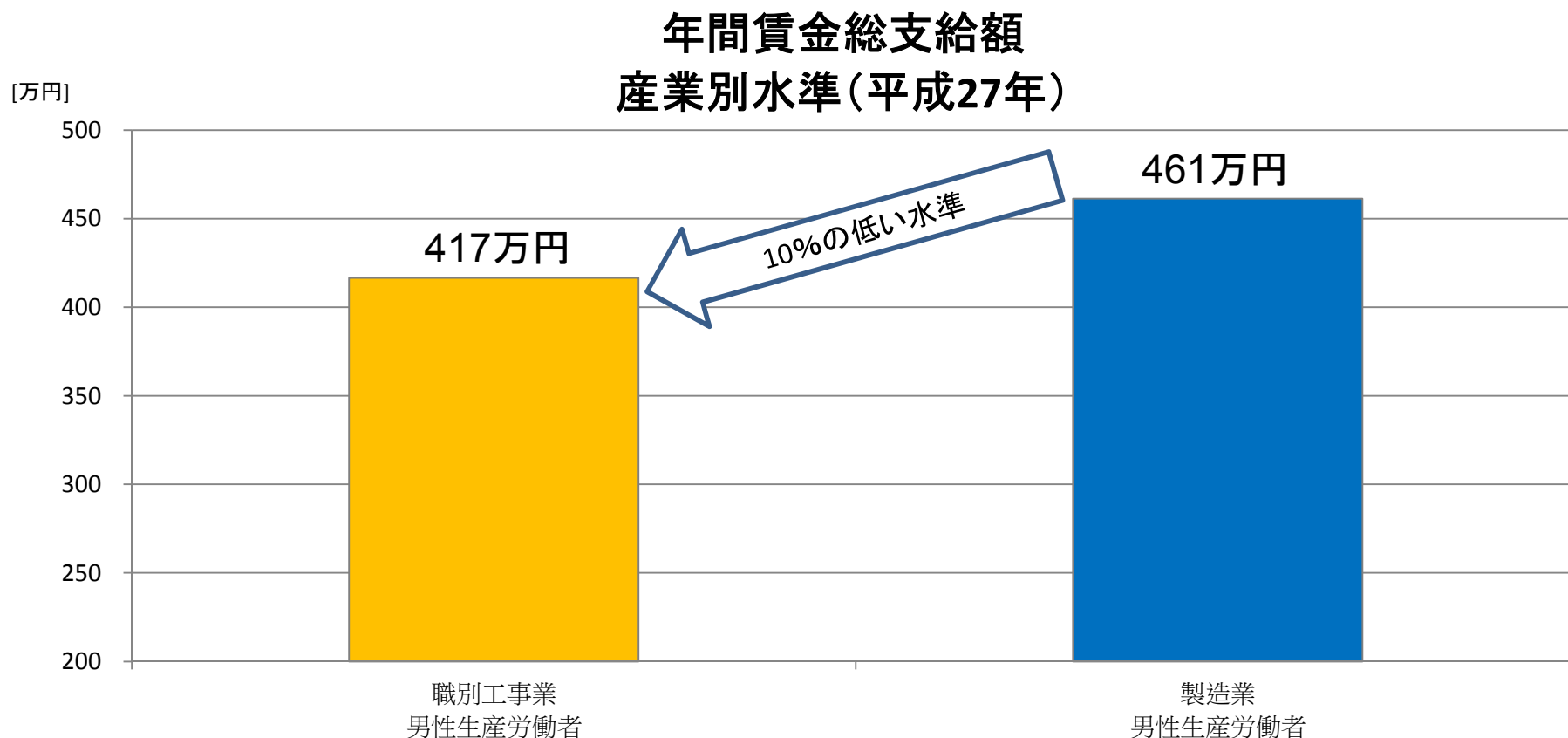
⇒ 地域活性化に貢献する取組やそのPRを積極的に行う必要

対応の方向性

■ 大量離職時代に向けた中長期的な担い手の確保・育成

- 10年後の技能労働者の人材確保目標の提示と施策ターゲットニング
- 施策ターゲットに応じた担い手確保施策の総合的推進（若手の入職促進・離職防止、高齢層の引留め、女性活躍、先鋭的プロモーション等）
- 施工時期等の平準化や多能工化を通じた人材の効率的活用の推進
- 専門工事業の人材に係る経営戦略の高次化に対する支援（給与・雇用形態の工夫、繁閑調整の推進など就労構造の改善）
- 優秀な技能者を擁する下請企業の受注機会の拡大、技能者の処遇改善の促進（技能者の技能・経験を蓄積するシステムの構築）
- 地域開放型の職人育成塾の設立など、地域における人材確保や地域活性化に資する取組を支援

○ 厚生労働省の平成27年賃金構造基本統計調査に基づいて試算した、職別工事業の男性生産労働者の年間賃金総支給額の水準は製造業より10%の低い水準。



【調査規模等】

- ・10人以上の事業所に雇用される常用労働者(見習い、技術者、事務員等を含む)のうち、職別工事業に従事する男性生産労働者約1万6千人分について調査。
- ・平成27年6月分の賃金等(賞与、期末手当等特別給与額については平成27年1年間分)について調査し、平成28年2月に公表。

【用語】

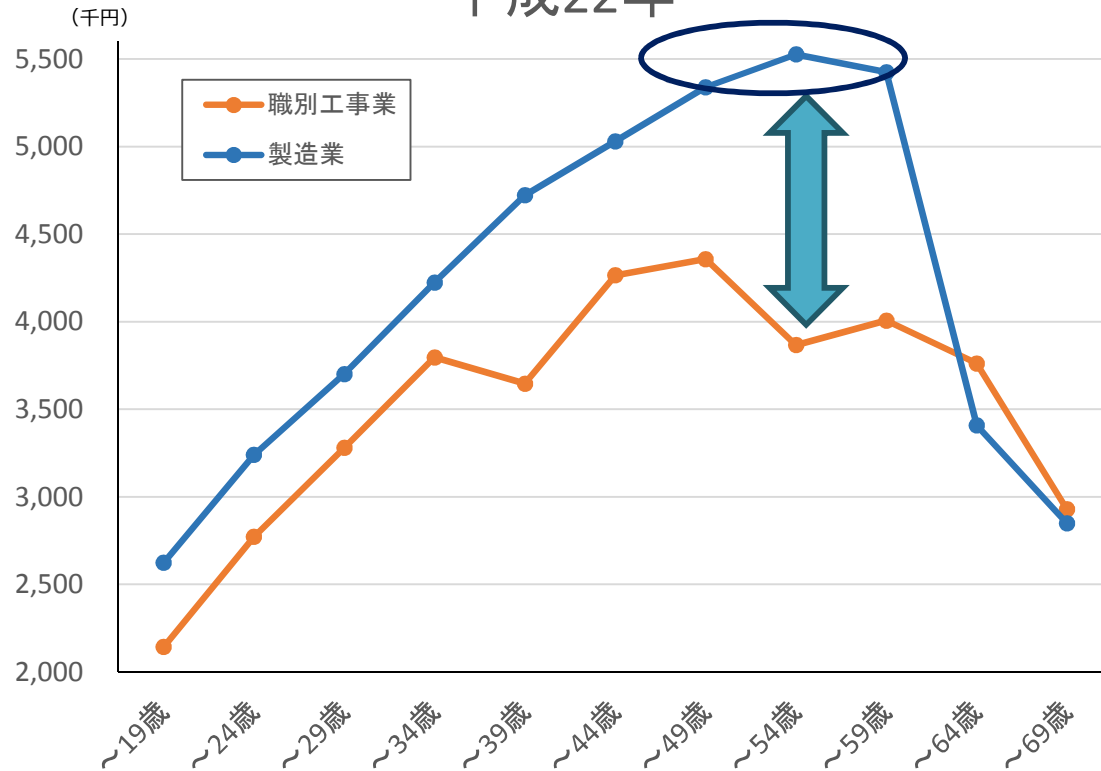
- ・職別工事業 : 大工・型枠・とび・鉄筋・左官・板金・塗装等
- ・職別工事業における生産労働者: 建設現場で直接、職別工事業に従事する労働者
- ・年間賃金総支給額 : きまって支給する現金給与額×12+年間賞与その他特別給与額

年齢階層別の賃金水準の推移

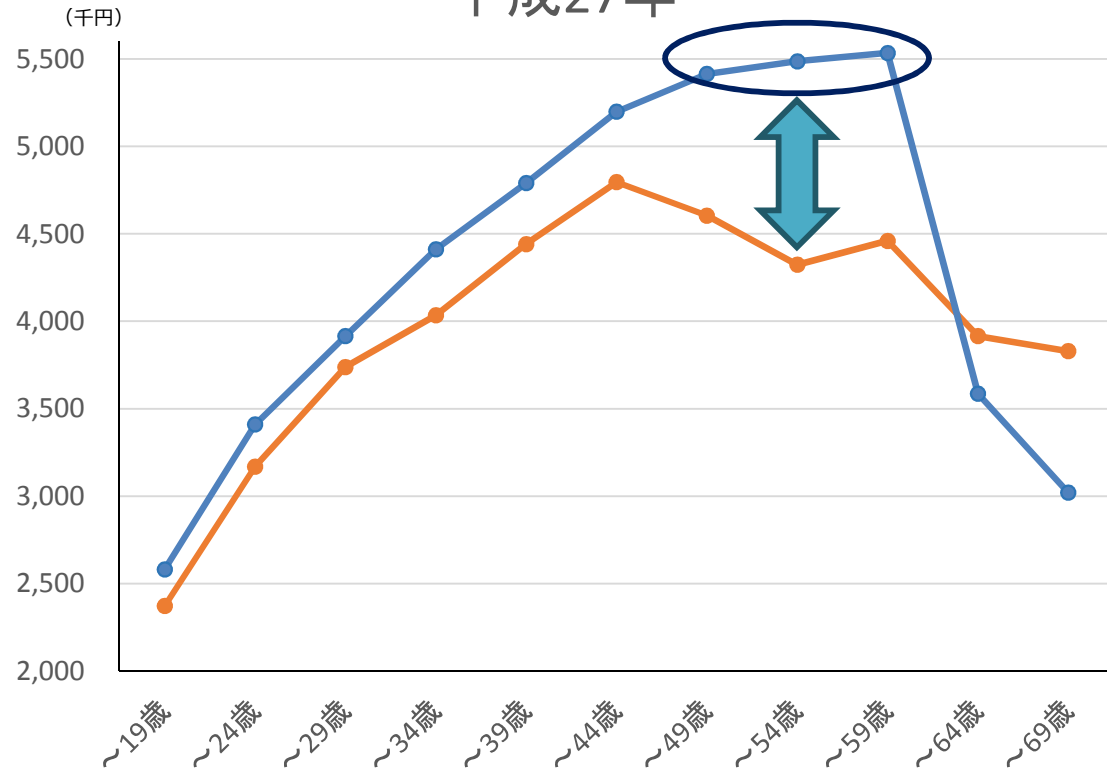
※前回資料更新

- 建設業の賃金水準は、年齢階層を問わず全体として増加
- 賃金カーブのピーク時期までは製造業に近い水準となってきたが、以降はいまだ格差が大きく、付加価値の高い頭脳労働（現場の管理、更新の指導等）が評価されていない可能性がみられる

平成22年



平成27年



H22	～19歳	～24歳	～29歳	～34歳	～39歳	～44歳	～49歳	～54歳	～59歳	～64歳	～69歳
職別工事業	2,143	2,772	3,280	3,796	3,646	4,265	4,358	3,867	4,007	3,762	2,929
製造業	2,624	3,240	3,701	4,224	4,723	5,031	5,340	5,527	5,426	3,408	2,849

H27	～19歳	～24歳	～29歳	～34歳	～39歳	～44歳	～49歳	～54歳	～59歳	～64歳	～69歳
職別工事業	2,372	3,169	3,739	4,034	4,442	4,796	4,604	4,324	4,460	3,915	3,829
製造業	2,582	3,410	3,915	4,412	4,791	5,199	5,415	5,488	5,535	3,586	3,020

出所：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

【調査規模等】

- ・10人以上の事業所に雇用される常用労働者（見習い、技術者、事務員等を含む）のうち、職別工事業に従事する男性生産労働者約1万6千人分について調査。
- ・平成27年6月分の賃金等（賞与、期末手当等特別給与額については平成27年1年間分）について調査し、平成28年2月に公表。


【用語】

- ・職別工事業：大工・型枠・とび・鉄筋・左官・板金・塗装等
- ・職別工事業における生産労働者：建設現場で直接、職別工事業に従事する労働者
- ・年間賃金総支給額：きまって支給する現金給与額×12+年間賞与その他特別給与額

単価設定のポイント

- (1) 最近の労働市場の**実勢価格を適切・迅速に反映**
- (2) 社会保険への加入徹底の観点から、**必要な法定福利費相当額を反映** (継続)

全職種平均


全 国 (17,704円) 平成27年2月比； **+4.9%** (平成24年度比； **+34.7%**)
被災三県 (19,457円) 平成27年2月比； **+7.8%** (平成24年度比； **+50.3%**)

※ 被災三県における単価の引き上げ措置 (継続)

参考：近年の公共工事設計労務単価の伸び率

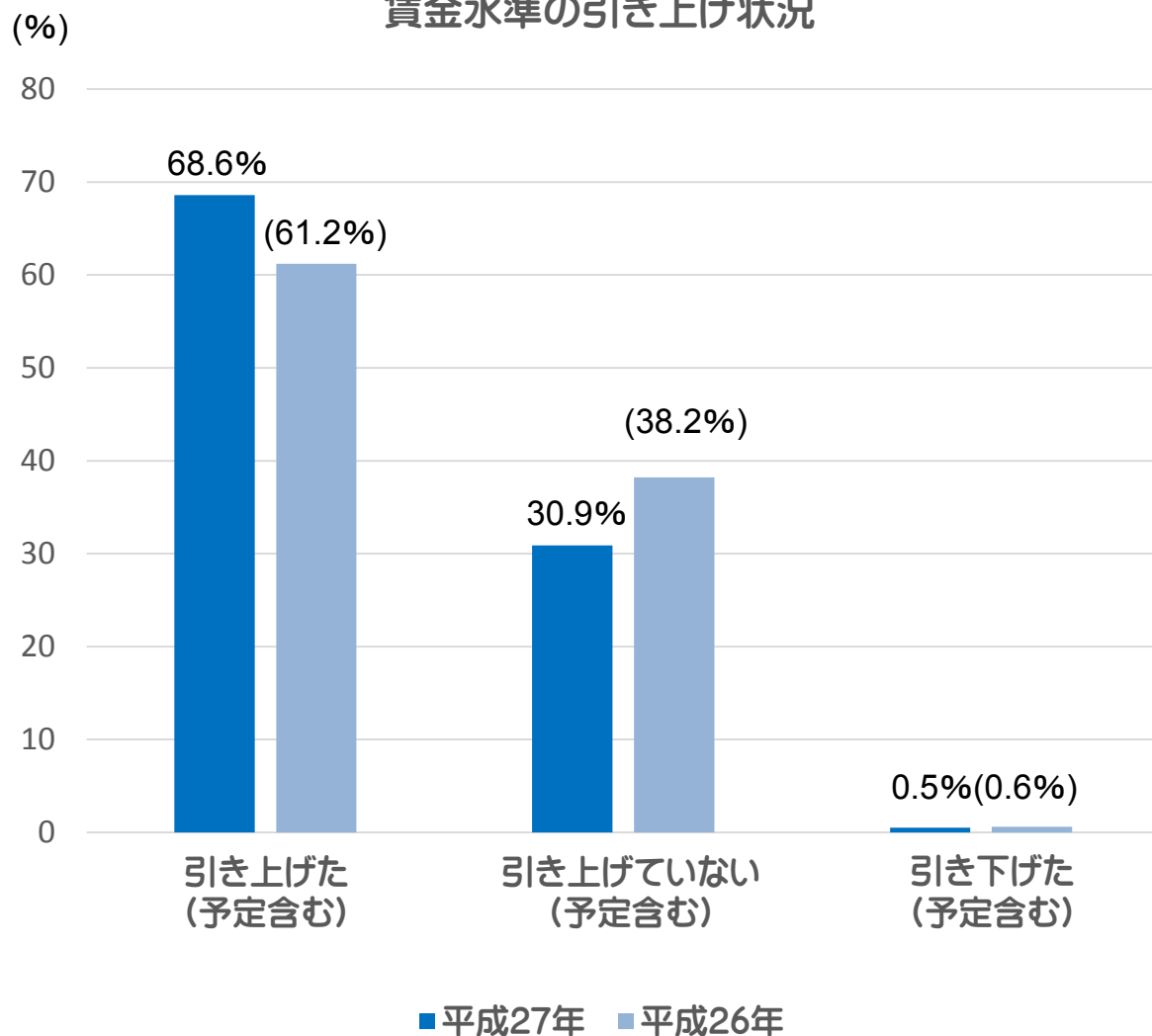
	H25	H26	H27	(H24比)
全 国	+15.1%	→ +7.1%	→ +4.2%	(+28.5%)
被災三県	+21.0%	→ +8.4%	→ +6.3%	(+39.4%)

注) 金額は加重平均値、伸率は単純平均値

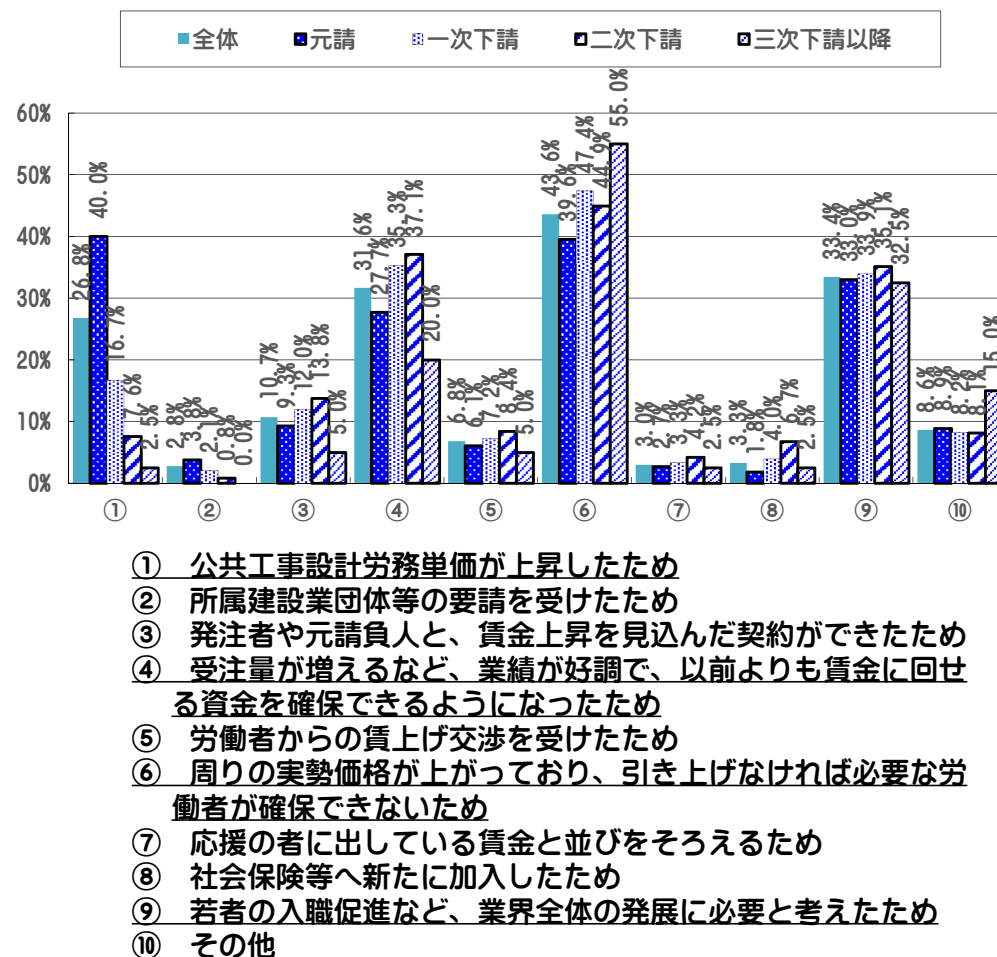
賃金水準の引き上げ状況 (H27 下請取引等実態調査)

○約7割の企業が、平成26年(約1年前)以降、雇用する技能労働者の賃金水準を引き上げた(予定含む)と回答。
 ○引き上げた理由として、受注量の増加や、実勢価格の上昇を理由とするものが多く、引き続き市場の活性化が重要。

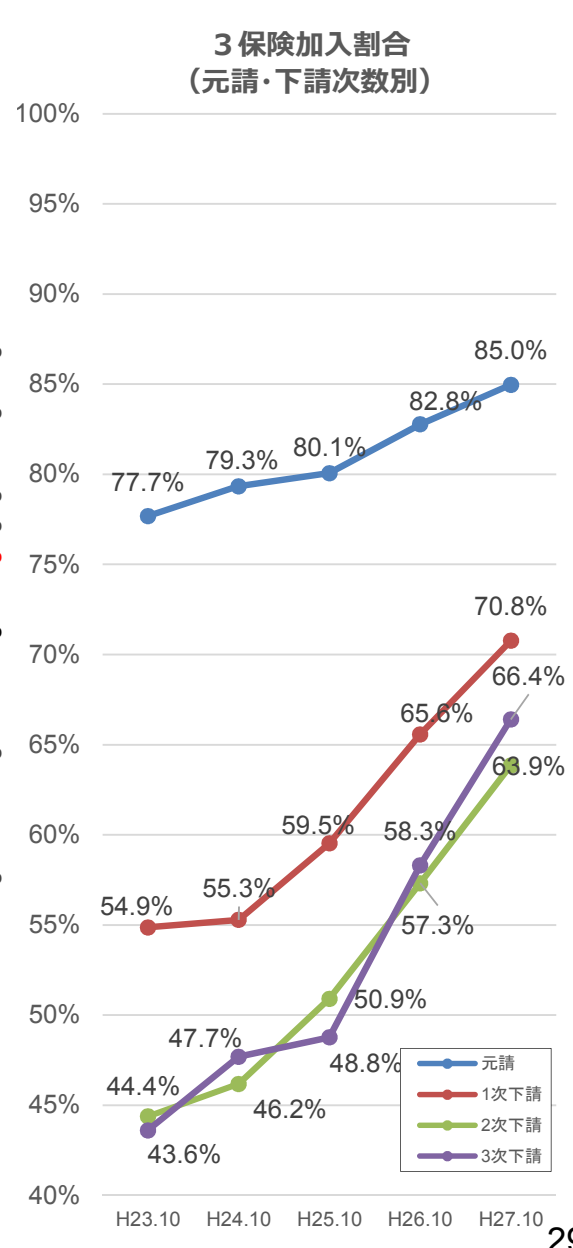
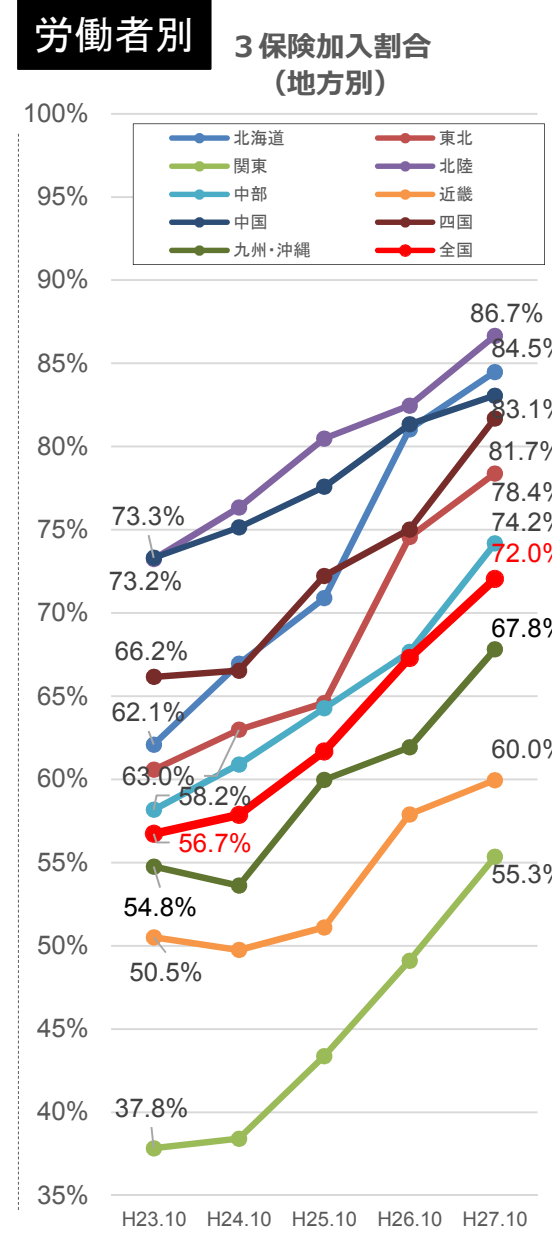
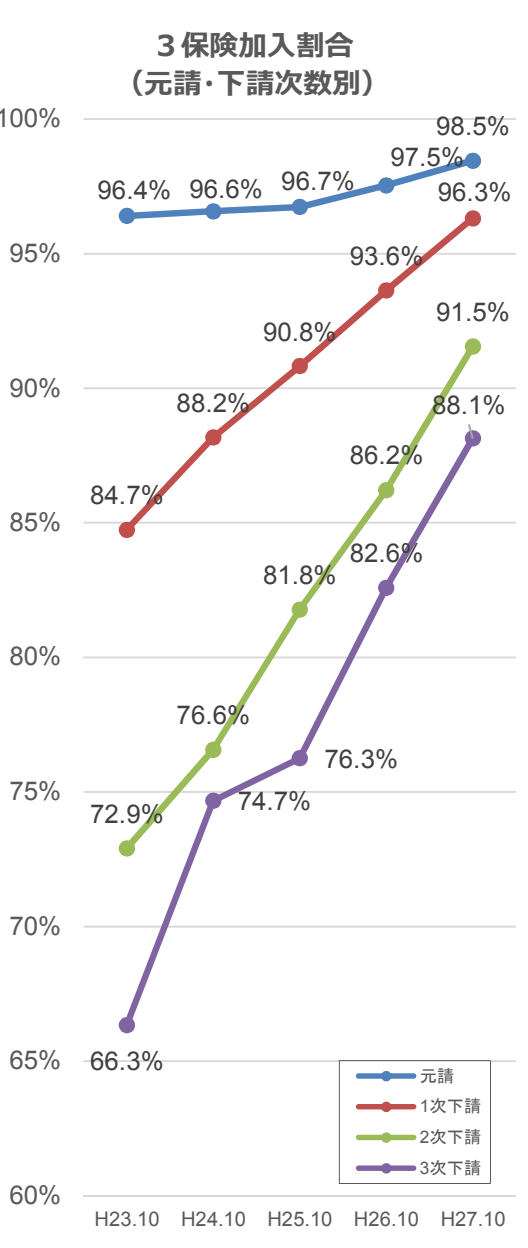
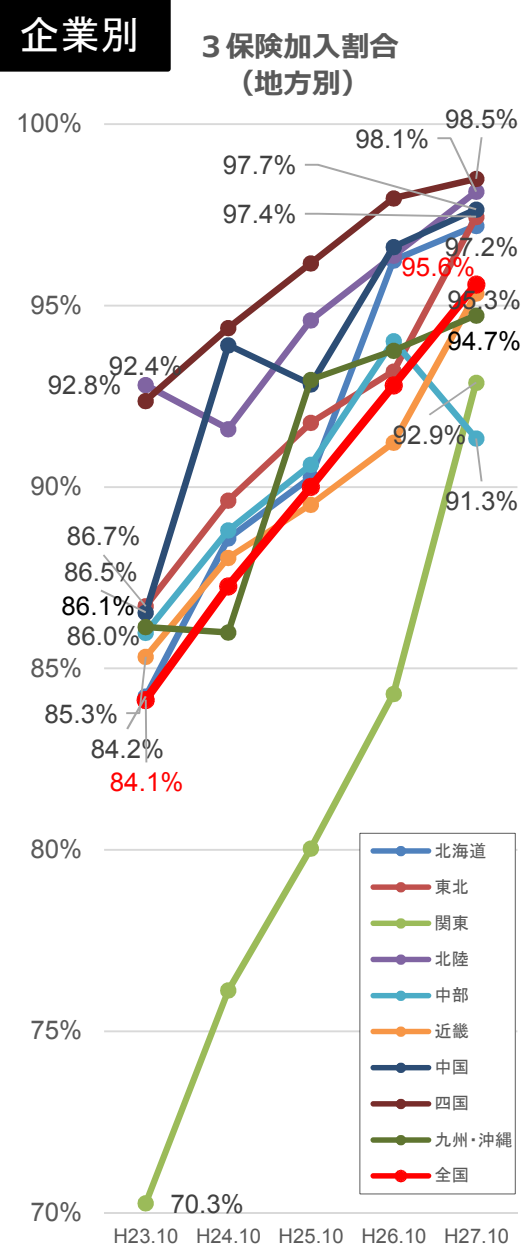
企業(元請・下請)が雇用する技能労働者の賃金水準の引き上げ状況



引き上げ理由



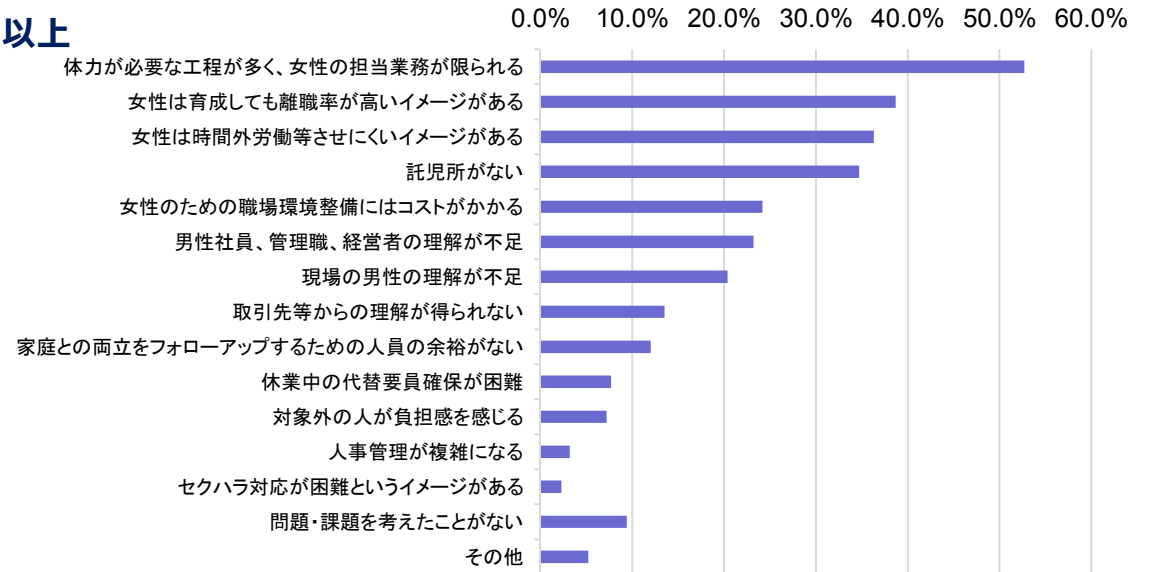
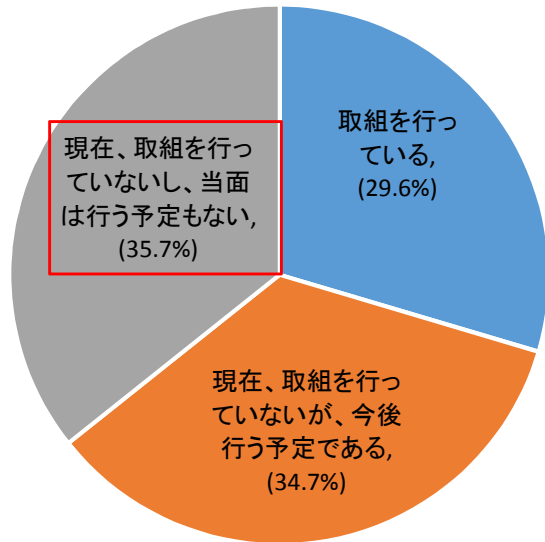
○ 公共事業労務費調査(平成24年～平成27年10月調査)における3保険加入状況をみると、全体的に加入割合は上昇傾向にあります。特に労働者別の加入割合について、他地方と比較して関東が、元請企業と比較して高次の下請企業が、加入割合の低い傾向にあります。



女性活躍支援に向けた取組の有無

女性活躍を推進する上での問題や課題

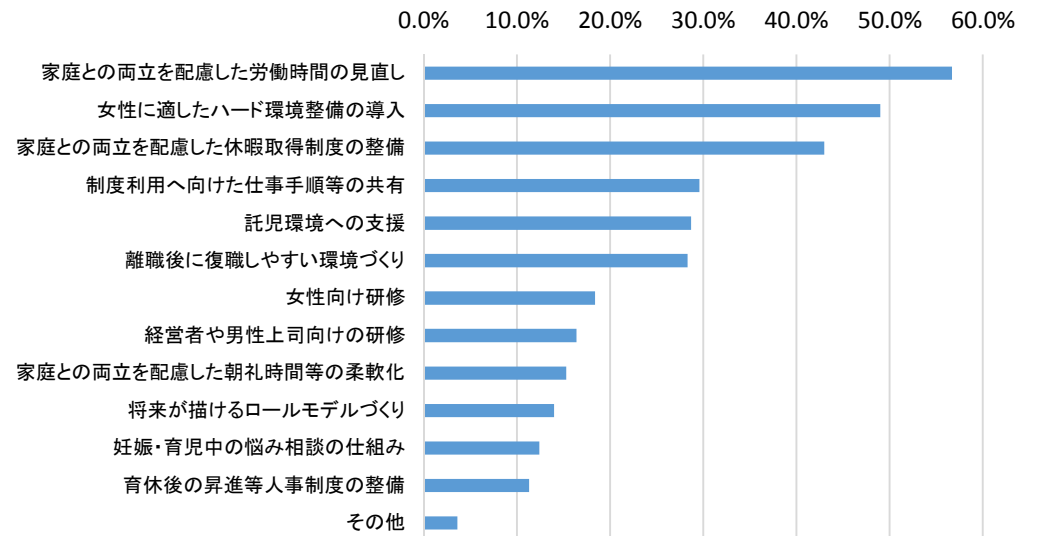
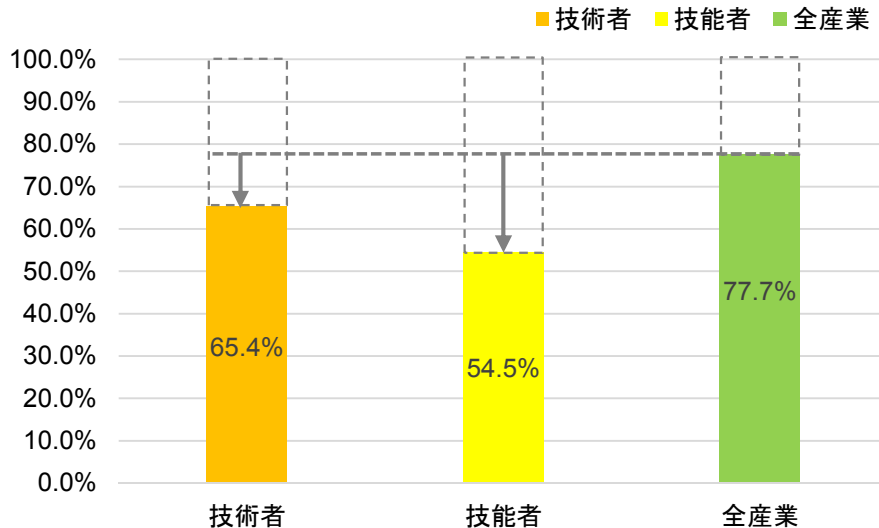
いまだ女性活躍推進への取組を行う予定のない企業が3割以上



出産後に復職した女性の割合

女性活躍を支援するために効果的だと思う取組

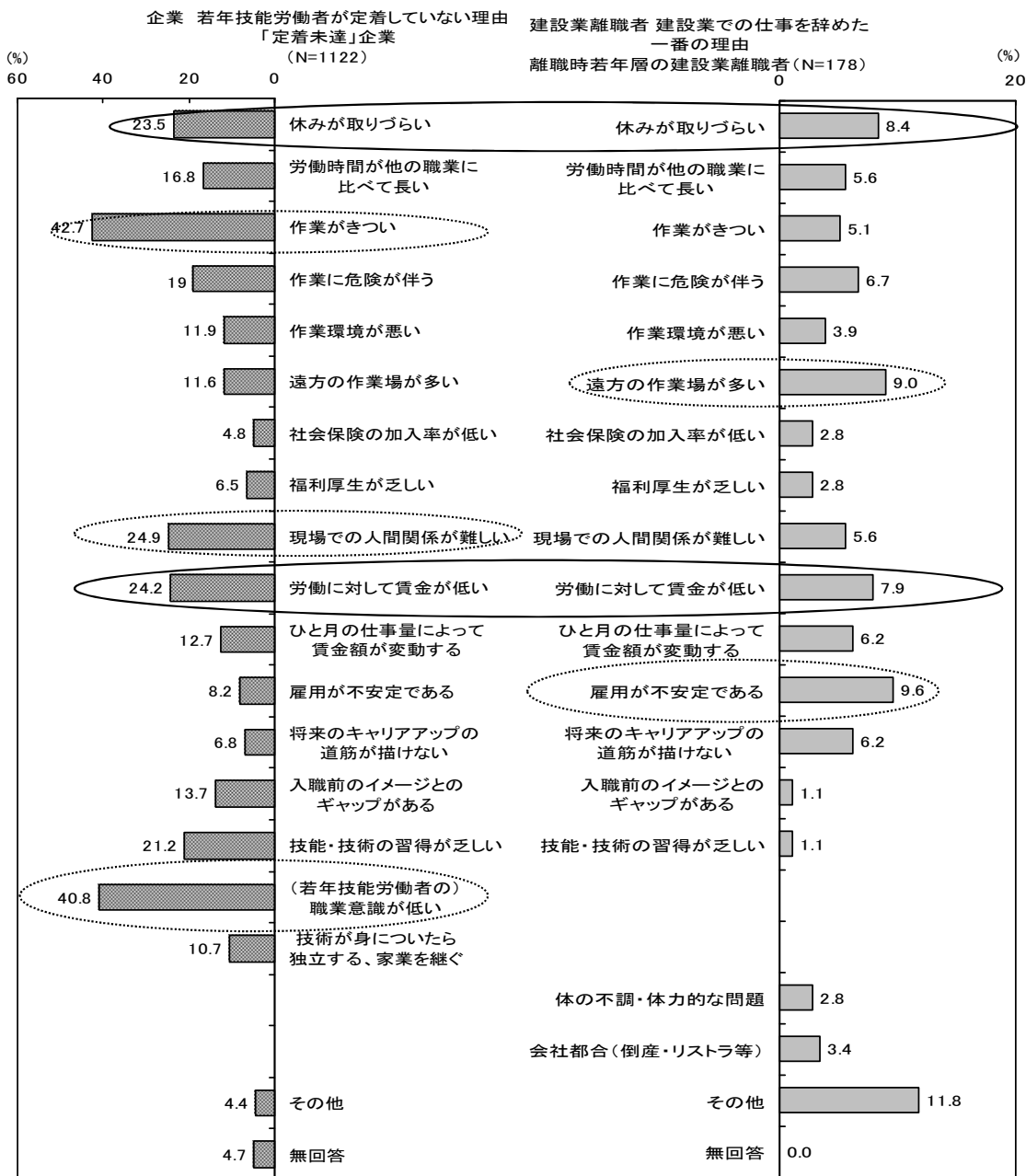
出産後、復職した女性の割合は、全産業平均を10~20%程度下回る状況



※ 全産業平均：平成24年雇用均等基本調査（厚生労働省）を基に国土交通省で計算

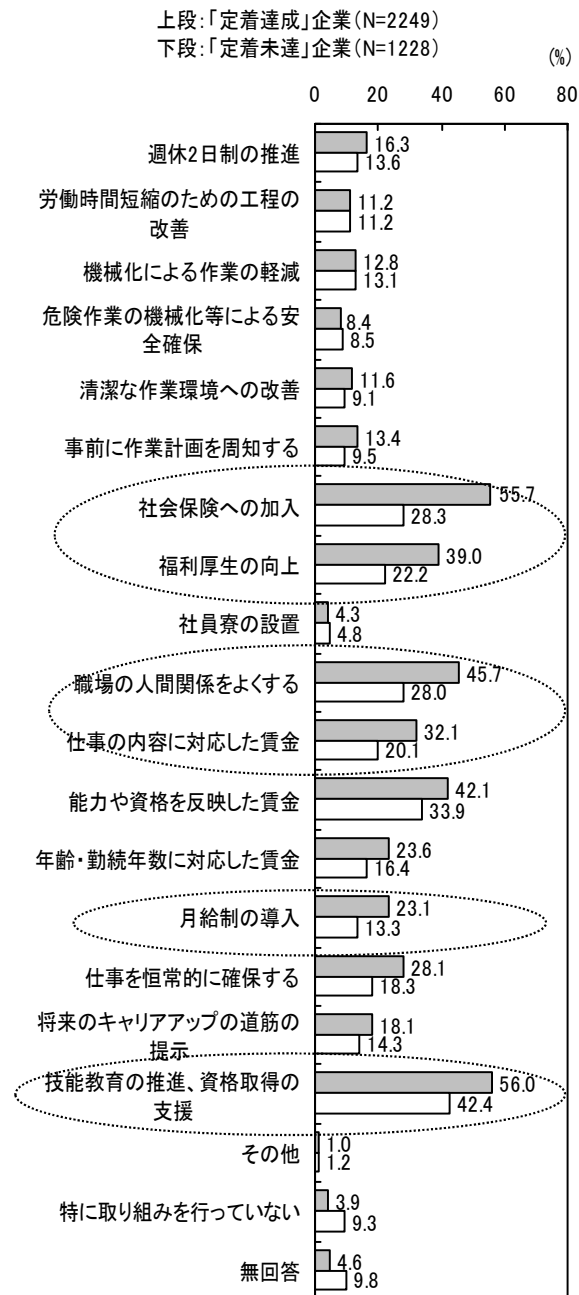
出所：国土交通省「建設業における女性の活躍推進に関する取組実態調査」（平成27年12月）

■ 企業が考える若年技能労働者が定着しない理由（複数回答）／建設業離職者（離職時若年層）が仕事を辞めた一番の理由



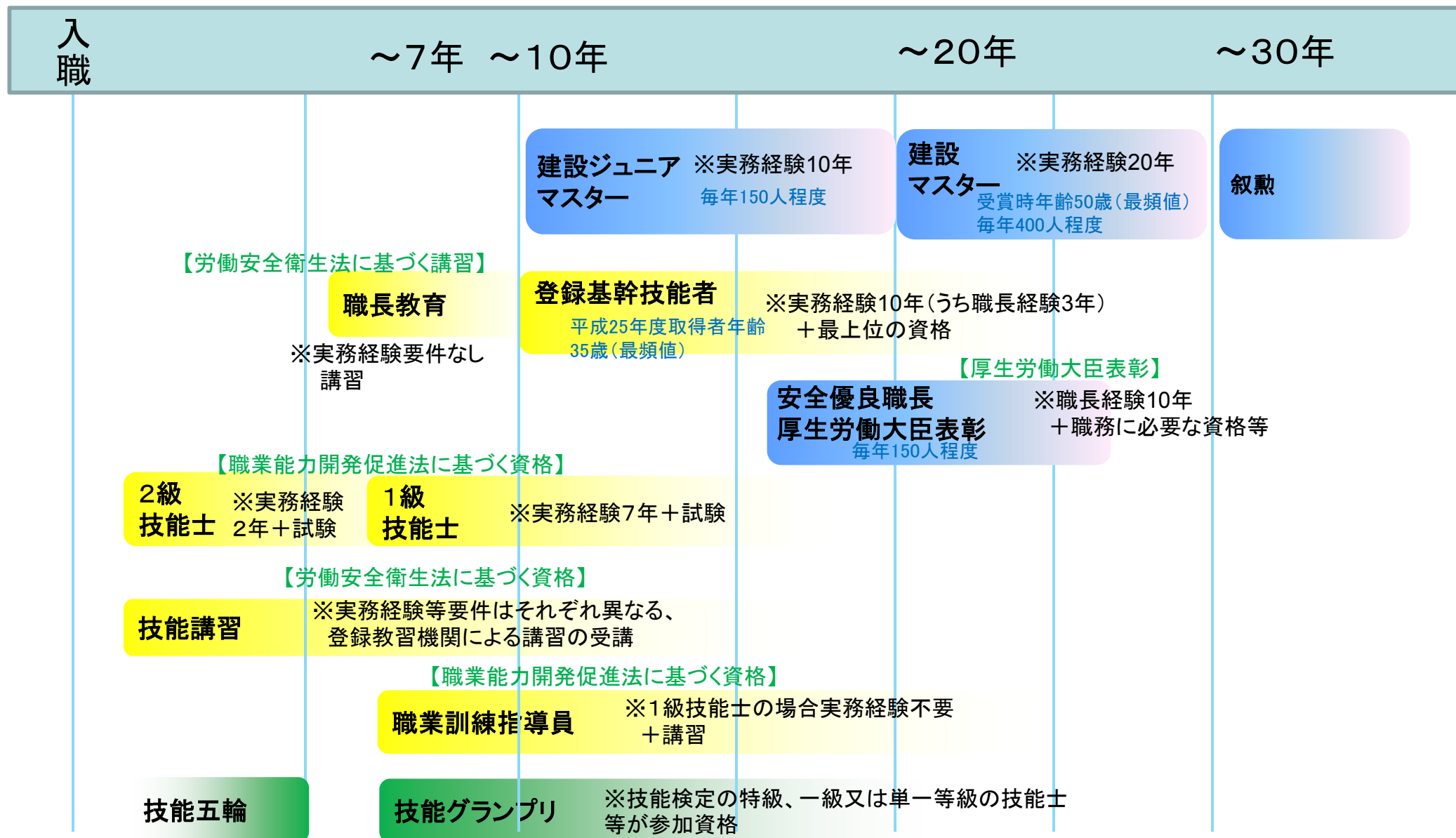
厚生労働省「雇用管理現状把握実態調査（平成24年度）」

■ 若年技能労働者を定着させるための取り組み（複数回答）



厚生労働省「雇用管理現状把握実態調査（平成26年度）」

建設技能者(高卒)のキャリアアップ(イメージ)



- ⇒国交省として、専門工事業職種を対象とした民間発意の育成塾の立ち上げや運営について、以下の取組を通じたトータルコーディネートを実施
- 厚生労働省や内閣府など他省庁や、(一財)建設業振興基金が行う「建設産業担い手確保・育成コンソーシアム」などの事業支援・予算メニューの紹介
 - 法規制や手続に係る各省庁等との調整(建築規制、廃校手続、公営住宅目的外使用、地域再生計画策定など)
 - 地元自治体や建設業関係団体の協力への働きかけ

最近の支援事例①:利根沼田テクノアカデミー(群馬県沼田市)

- 運営母体:(一社)利根沼田テクノアカデミー(H27.10 新規設立)⇒H28.4開校予定
- 場所:旧沼田市立南郷小学校跡地
- 対象職種:板金、瓦、基礎訓練(H28度～)、鉄筋、型枠、左官、多能工等(H29度～予定)
- 支援メニュー:「地域建設産業活性化支援事業」(H27.9採択):カリキュラム作成・広報費等の助成【国交省、振興基金】
 「地域再生戦略交付金」(H27.12採択):学校改修・訓練資機材に対する間接補助(1/2)【内閣府】
 のほか、訓練期間中の賃金・受講費助成【厚労省】など
- 沼田市が地方創生に資する「職人のまち」づくりとして位置づけ(温泉施設等の地域資源の活用も検討)
- 群馬県建設業協会(地場ゼネコン)の強力なバックアップー広報支援、インターンシップ連携など

最近の支援事例②:職人育成塾(香川県高松市)

- 運営母体:(一社)職人育成塾(H27.9 新規設立)⇒H28.9開校予定
- 場所:旧高松市立塩江小学校跡地
- 対象職種:内装仕上げ(ボード・クロス・タイル)・左官など(予定)
- 支援メニュー:「地域建設産業活性化支援事業」(H27.11採択):【国交省、振興基金】ほか

※利根沼田テクノアカデミーなどの先進事例紹介、社団法人の運営等に関するトータルコーディネートを実施中

民間発意の職人育成塾設立の意義

- 職人技能の継承を行うには、職人不足の現状に加え、教える側と教えられる側の世代間ギャップが歴然と存在するため、教える側を教える追加的コスト負担が必要。一方、中小零細企業の多い専門工事業者では、個社でコストを負担することが困難。
- この点、育成塾は、個社で負担が困難なコストを社会的コストとして一定負担し、専門技能のスキルアップはもとより、
 - ①同志意識の醸成(“同じ釜の飯”)②キャリアアップ・ライフプランの見える化等にも寄与し、若年層の入職促進・離職防止策として高い効果が期待される。
- 既存の教育訓練施設だけでは、職人などの各地方の建設産業の担い手育成のキャパシティが不足。また、既存施設のメニューは、主に躯体系の職種が中心。
- 今後は、閑散期における別用途での活用を通じ、ひとつづくり・地域経済活性化(地方創生)につながる取組にも期待。

三田建設技能研修センター
(兵庫)
(躯体系、車両資格取得)

富士教育訓練センター(静岡)
(土木、躯体等全般)

職人育成塾(香川) (内装系)

- ・内装、ボード、タイル、左官等内装系企業有志による社団法人を立ち上げ
- ・廃校の利用について市の承認済
- ・四国ポリテクセンターとの連携
- ・「かがわ技能フェスティバル」の参加による成果の発表・確認機会の確保



利根沼田テクノアカデミー(群馬) (板金、瓦等)

- ・板金、瓦、基礎について、基本から、専門技能を身につける
- ・多能工育成、商品開発研修等新たな取組に着手
- ・廃校の利用、食事、入浴施設等について市の全面協力(地域の活性化を期待)
- ・愛知県の企業が加わる等、広域連携の動き
- ・地域活性化をにらんだ「沼田市デルタモデル」を提唱、各自治体への波及を期待



人財の
確保・育成

利根沼田
テクノアカ
デミー

地域活性化

遊休施設活用
過疎対策

国交省・厚労省
建設業振興基金

沼田市
沼田商工会議所

群馬県建設業協会等

利根沼田テクノアカデミー

【沼田市デルタモデル】



短期実践コース

長期実践コース

板金・瓦等部門

多能工部門

会員企業
支援メーカー

会員企業
支援メーカー

【運営組織体制】

建設生産システムの合理化（日建連・長期ビジョン）

新技術の活用

- **リプレース、リニューアルの需要拡大** → **インフラ長寿命化やライフサイクルコストを低減する技術開発**
 - ・ 施設を供用しながら更新できる工法
 - ・ 鋼構造物の腐食防止・コンクリートの被服補強の技術 など
- **首都直下地震や南海トラフ地震などによる被害軽減** → **建築物の耐震化**
 - ・ 学校や病院などの耐震補強を円滑かつ経済的に行う技術や工法 など
- **エネルギー問題への対処としての海洋開発** → **発電施設や海底鉱物資源開発施設の建設**
 - ・ 洋上風力発電、潮流、波力、海水の温度差を利用した発電施設 など

新たな省人化技術の活用

- **プレキャスト工法の活用（工場生産品の活用）拡大**
 - ・ 道路構造物や鉄道高架橋や橋梁のプレキャスト化 など
- **機械の遠隔操作や自律制御などの自動化**
 - ・ ロボット技術、準天頂衛星を活用した精密測位技術、精密なセンサーやカメラ技術等
 - ・ 作業員支援の装着型ロボット
 - ・ ロボットによる建設作業の代替 など
- **現場における待ち時間や手戻りの解消**
 - ・ 工程の進行状況把握や元下間の情報共有による効率化等に資する **ICTの活用** など
- **BIM・CIMの活用**
 - * BIM（Building Information Modeling）・ CIM（Construction Information Modeling）
 - ： 設計や施工を進める為にコンピューター上に構造物の3次元モデルを構築すること。BIMは建築物、CIMは土木構造物に活用。

設計や契約等における合理化

- **効率的な施工実現のための元請企業の総合力発揮**（設計施工一貫方式など）
 - * 設計施工一括(一貫)方式：構造物の構造形式や主要諸元等も含めた設計を、施工と一括して発注(受注)する方式。
- **重層下請構造の改善**（原則2次までに向けた不要な下請次数の削減など）

課題

○地域の建設企業が「地域の守り手」として地域社会を支える役割を果たせなくなるおそれ

- ・地域の中小建設企業の経営課題として、近年、後継者問題が高まり。施工能力のある中小建設企業の廃業や、それに伴い災害対応空白地帯が発生するおそれ

○産業構造や企業経営の状況を踏まえ、許可要件のあり方を点検する必要

- ・昭和47年の許可制度創設以降、財政的基礎の金額要件引上げを除き、特段の改正はなされていない。制度創設後の産業構造や企業経営を巡る状況を踏まえて許可要件について点検が必要
- ・特に、企業統治の観点から大手企業等の役員数は減少傾向にあること、法定の経営経験年数が長く要件に該当する人材確保が困難である等、経営業務管理責任者制度について大手メーカー等から見直しが要望。

※規制改革実施計画（H27.6.閣議決定）において、大手メーカー等の要望を受け、適切な経営を担保するための適切・合理的な許可要件の見直しの検討が明記



対応の方向性

■中小建設企業の企業再編や事業承継等の支援等

- 地域の中小建設企業の協業化・集約化等の事業連携、合併等の企業再編や事業承継を支援する対策の検討・実施

■経営業務管理責任者制度等のあり方の検討

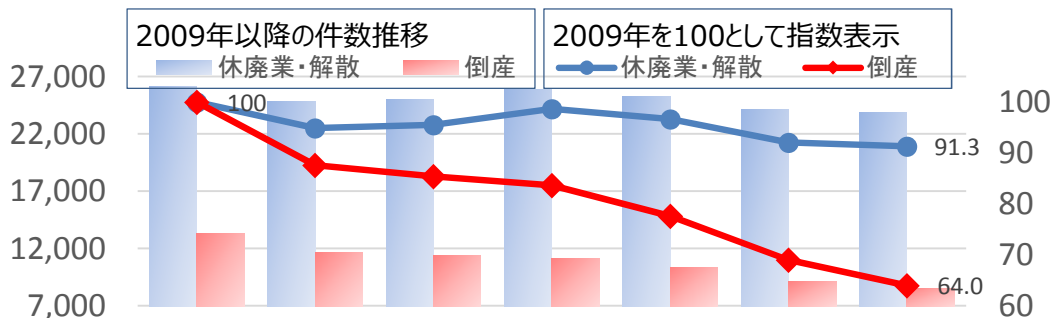
- 経営業務管理責任者制度も含めた許可要件について点検

「休廃業・解散」の動向(全産業)

- 2015年の倒産件数は6年連続で減少。一方、**休廃業・解散の件数は横ばい**。
- 規模別では、個人事業主を含む資本金50百万円未満の**小規模事業者が全体の97.5%と大半を占める**。
- 休廃業・解散企業の内、**代表者の年齢が70代以上の企業の割合が40%**。後継者不在のケースが**76.8%**。
- 2017年には、団塊の世代が70代となりはじめるため、**事業承継問題による休廃業・解散の増加が懸念される**。

◆ 「休廃業・解散」と「倒産」の件数推移

～倒産件数の減少に比べ、休廃業・解散件数は横ばい



(単位:件)	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年
休廃業・解散	26,180	24,843	25,007	25,840	25,301	24,106	23,914
倒産	13,306	11,658	11,369	11,129	10,332	9,180	8,517

出所：帝国データバンク「全国「休廃業・解散」動向調査

◆ 資本金階層別「休廃業・解散」件数内訳

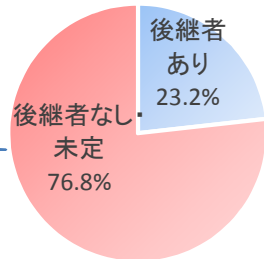
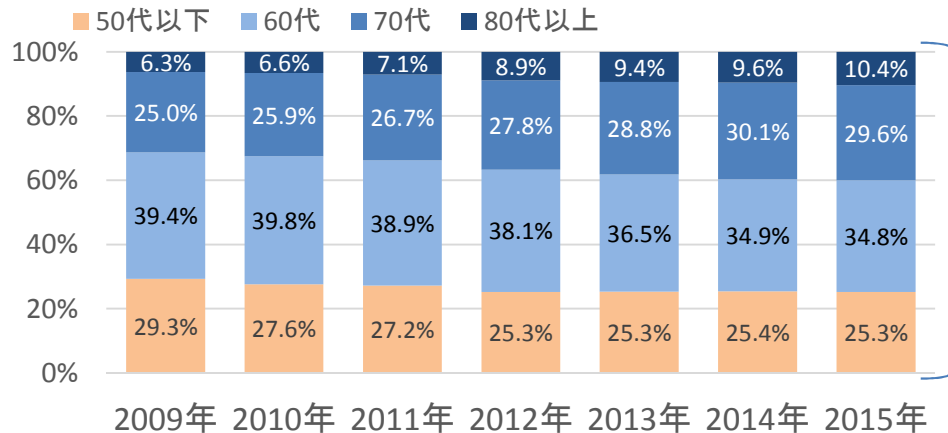
～資本金50百万円未満の小規模企業が97.5%を占める。

～個人事業主を含む資本金10百万円未満の企業の件数が16,524件、10百万円～50百万円未満が6,789件。

資本金階層	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年
10百万円未満(個人事業主含む)	14,843	14,584	15,784	16,995	16,918	16,462	16,524
10～50百万円未満	10,458	9,401	8,513	8,172	7,746	7,043	6,789
50～100百万円未満	534	518	436	402	391	392	376
100～500百万円未満	309	297	220	229	197	172	194
500～1000百万円未満	17	20	19	18	19	15	10
1000百万円以上	19	23	35	24	30	22	21
合計	26,180	24,843	25,007	25,840	25,301	24,106	23,914

出所：帝国データバンク「全国「休廃業・解散」動向調査

◆ 「休廃業・解散」企業の代表者年齢と後継者の有無



2015年の休廃業・解散企業の後継者状況

出所：帝国データバンク「全国「休廃業・解散」動向調査

～2015年に休廃業・解散した企業のうち、代表者の年齢が70代以上のものが40%。2009年と比べ+8.7%増加、休廃業・解散企業に占める**高齢代表者の企業の割合が高まってきている**。

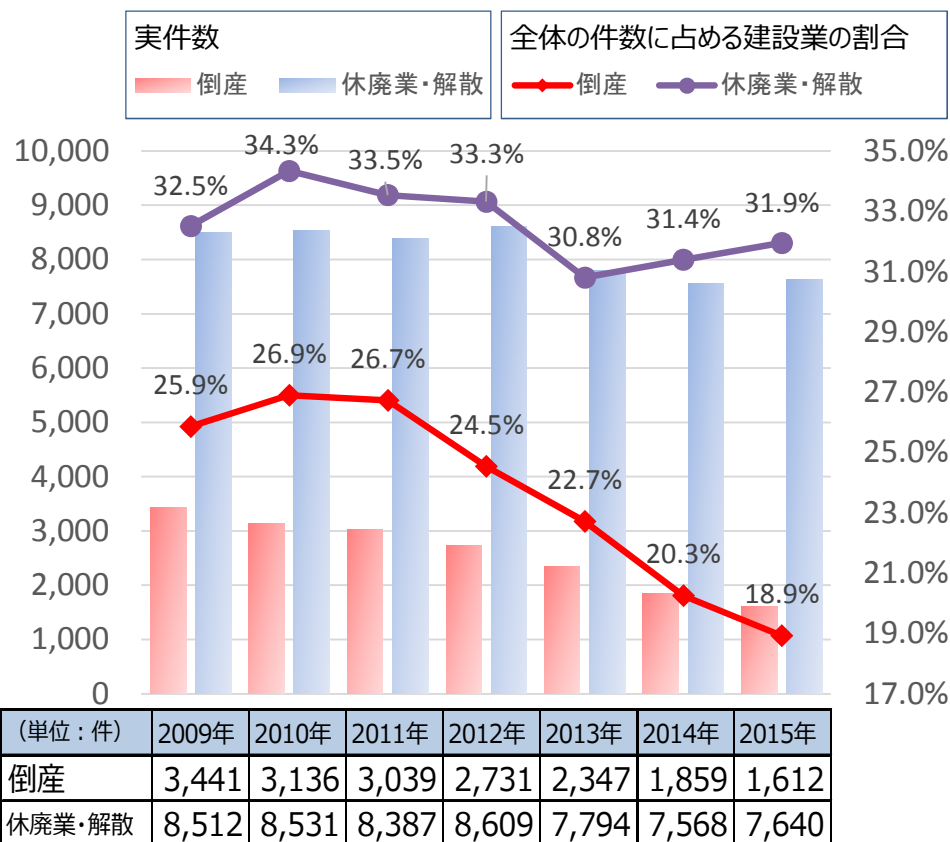
～2015年に休廃業・解散した企業のうち、76.8%は後継者なし・未定。**後継者難による休廃業・解散が目立つ**。

～2017年には、団塊の世代が70代となりはじめるため、**事業承継問題による休廃業・解散の増加が懸念される**。

「休廃業・解散」の動向(建設業)①

- 2015年の建設業の「休廃業・解散」の件数は7,640件（全体の件数に対する割合は約3割で業種別ではトップ）
- 倒産件数が、「実件数」、「全体の件数に占める割合」とともに減少する一方、休廃業・解散の件数は、「実件数」、「全体の件数に占める割合」とともに横ばい。
- 代表者の高齢化の進展により、後継者問題を経営上の優先課題と位置づける建設企業が増加してきている。
- 施工能力・経営力のある建設企業であっても、後継者問題による休廃業・解散が進むおそれがあり、中小建設企業の再編や事業承継等を支援する必要性が高まっている。

◆建設業の休廃業・解散件数、倒産件数の推移
 ～休廃業・解散の件数は高止まり。地域の守り手としての機能の低下等が懸念。※全建会員企業ゼロ地域の拡大等（全建調査より）



出所：帝国データバンク「全国「休廃業・解散」動向調査

◆経営課題における「後継者問題」の位置づけ
 ～個人、小規模企業で課題認識が顕著。また、資本金50百万円以上の企業層でも回答割合は高まる傾向にある。

	2008年度	2011年度	2014年度
複数回答の内、上位1・2位の合計数	183,312	172,909	171,418
上位1・2位に「後継者問題」を回答した数	5,143	7,555	19,121
全体	2.8%	4.4%	11.2%
個人	3.9%	7.0%	16.6%
500万円未満	3.3%	3.4%	10.9%
5～100万円未満	2.3%	3.6%	12.9%
10～300万円未満	2.4%	4.7%	9.6%
30～500万円未満	2.0%	2.3%	6.3%
50～1000万円未満	1.0%	1.1%	6.4%
100～3000万円未満	2.0%	1.7%	5.5%
300～1,0000万円未満	1.6%	0.6%	6.8%
1,0000万円以上	0.0%	0.0%	0.9%

出所：国土交通省「平成26年度建設業構造実態調査結果」

「休廃業・解散」の動向(建設業)②

◆事業承継・廃業において認識されている主な課題

後継者難	<ul style="list-style-type: none"> ・ 後継者がいない（子供がいない、子供に家業を引き継ぐ意思がない） ・ 社内に適任者がいない ・ 後継者の経験不足（若すぎる） ・ 能力不足 等
負債過多	<ul style="list-style-type: none"> ・ 廃業したいが借入金を返済できない ・ 保証債務の承継など後継者の負担が過大 等
親族間の相続問題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 後継者以外の相続人との相続問題の発生 ・ 後継者以外への株式散逸 等
資金難	<ul style="list-style-type: none"> ・ 相続税の負担 ・ 後継者の株式購入時の資金負担 等
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 代表者交代による事業基盤の剥落・業績後退の懸念 ・ どうすれば解決できるかわからない 等

1. 地域建設産業活性化支援事業

①相談支援

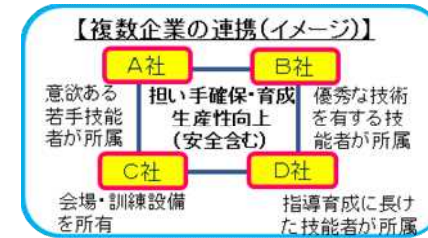
- 「活性化支援アドバイザー」（中小企業診断士、公認会計士、税理士等の専門家）により幅広いアドバイスを実施。
- 平成27年度の相談件数は1月末現在で764件。うち事業承継に関する相談は38件。

相談支援でのアドバイス例

- Q. 後継者（長男）が事業承継の適齢期になってきたが、円滑に承継するポイントをアドバイスして欲しい。
- A. 社長交代より、相続税対策のため株の譲渡のタイミングが重要。赤字決算で株価評価額が低い時がチャンス。

②重点支援（コンサルティング支援）

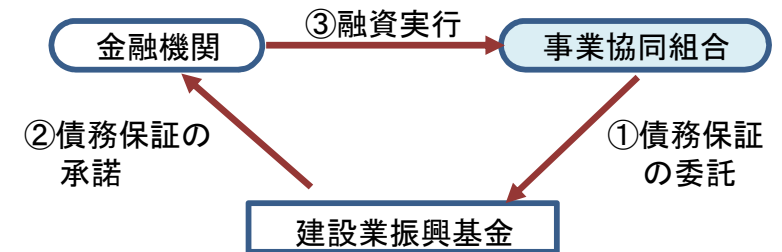
- 複数の企業等の協働による担い手の確保・育成または生産性向上に向けたモデル性の高い取組に対して、活性化支援アドバイザー等が支援チームを結成し、計画策定まで継続的に支援。



※過去実施していた「建設企業等のための経営戦アドバイザー事業」では、事業承継の取組を支援した実績あり。

2. 建設業振興基金による債務保証事業

- 建設業団体・事業協同組合等が、共同施設の設置、共同購買等の共同事業等を行う場合、当該資金を金融機関から借入を行う際に、(一財)建設業振興基金が債務保証を実施。



3. 経営事項審査の特例

- 通常、決算日を審査基準日としているが、合併・事業譲渡等を行う場合、存続会社や譲渡を受けた企業は決算日を待たずに経営事項審査の申請が可能。
- その場合、一定の調整のもと、被合併会社・譲渡会社の完成工事高等の実績を加算して審査を実施。

規制改革実施計画(H27.6.30 閣議決定)

建設業許可基準の見直し

建設業の適切な経営を担保するための建設業の許可基準の在り方について、規制の目的に見合った適切かつ合理的な許可要件等への見直しも含めて、検討する。

(参考)規制改革会議及び規制改革実施計画について

- 規制改革会議は内閣府設置法に基づき設置された審議会であり、内閣総理大臣の諮問を受け、規制改革を進めるための調査審議を行い、内閣総理大臣へ意見を述べること等を主な任務としている。
- 第3期(平成26年7月～平成27年6月まで)の規制改革会議では、「健康・医療」、「雇用」、「農業」、「投資促進等」、「地域活性化」の5つの分野について、規制改革を検討し、答申をとりまとめ。政府は本答申を踏まえ、規制改革実施計画を閣議決定した。担当省庁においては、本閣議決定内容について検討を進め、制度改善や周知徹底などの所要の措置を講じることとなる。

建設業許可制度が設けられている趣旨（＝建設生産物の特性）

- ・一品ごとの注文生産＝あらかじめ品質を確認できない
- ・不適正な施工があったとしても、完全に修復するのが困難
- ・長期間、不特定多数の社が施工に関与する（下請が多く重層的）
- ・参入障壁が低く、不良不適格業者が介在しやすい

建設業の許可基準について

（は取消事由）

1. 経営安定性

（基準①『経営業務の管理責任者』基準）
経営陣に一名以上の経営経験者が配置されていること

（基準②『財産的基礎・金銭的信用』基準）
一定水準以上の財務状態であること

2. 技術力

（基準③『営業所専任技術者』基準）
営業所への技術者の専任配置義務

3. 適格性

（基準④『誠実性』基準）
他法令違反者等の排除

（基準⑤『欠格』基準）
暴力団等の排除

○ 建設業法における許可制度のそれぞれの要件の趣旨は以下のとおり

(1) 経営の安定性

① 経営能力(経營業務の管理責任者)

…建設業は一品ごとの注文生産であり、一つの工事の受注ごとにその工事の内容に応じて資金の調達、資材の購入、技術者及び労働者の配置、下請負人の選定及び下請契約の締結を行わなければならない、また工事の目的物の完成まで、その内容に応じた施工管理を適切に行うことが必要であることから、適正な建設業の経営を行うため課せられている要件

② 財産的基礎(請負契約を履行するに足りる財産的基礎・金銭的信用)

…建設業の営業を行うには、資材の購入、労働者の募集、機械器具又は仮設機材の購入等工事の着工のためかなりの準備資金を必要とするところ、適切な営業活動を行い、建設工事の適正な施工を確保するためには、営業に当たってある程度の資金を確保していることが必要との観点から課せられている要件

(2) 技術力

③ 業種ごとの技術力(営業所専任技術者)

…建設業に関する営業の中心は各営業所にあることからみて、建設工事に関する請負契約の適正な締結及びその履行を確保するためには、各営業所ごとに許可を受けて営業しようとする建設業に係る建設工事についての技術者を置くことが必要であり、そこに置かれる者は常時その営業所に勤務していることが適切であることから課せられている要件

(3) 適格性

④ 誠実性(役員や使用人等の、請負契約に関する不正・不誠実さの排除)

…建設業の営業は注文生産であるためその取引の開始から終了までに長い期日を要すること、前払などによる金銭の授受が慣習化していること等により、いわば信用を前提として行われるものであり、請負契約の締結やその履行に際して不正又は不誠実な行為をするような者に営業を認めることはできないことから課せられている要件

⑤ 欠格要件(暴力団排除等)

建設業許可制度の変遷（概要）

【昭和24年 建設業法制定】 建設業者の登録制度が創設

【昭和36年 建設業法改正】 総合工事業の登録制度を新設

- ・ 既存の専門工事業に加え、専門工事を組み合わせて総合的に行う工事（総合工事業）を新設
- ・ **総合工事業の登録要件**として、**一定期間の**指導監督実務経験又は**業務管理責任経験が必要**

【昭和46年 建設業法改正】 登録制度から許可制度に改正

- ・ 経營業務管理責任者を含む**現行の許可要件の設定**
- ・ 既存の総合工事業と専門工事業とを並列に扱い、全28業種に見直し
- ・ 一定金額以上の下請契約の際に必要な特定建設業を新設

【昭和62年 建設業法改正】 特定建設業に指定建設業を新設

- ・ 指定建設業については、営業所専任技術者及び監理技術者を国家資格者等に限定

【平成6年 建設業法改正】

- ・ 許可の有効期間を3年から5年に延長する等、許可の簡素・合理化等を実施
- ・ 欠格要件を強化

※平成19年 告示改正 （平成17年の規制改革要望答申を受けた改正）

- ・ **経營業務管理責任者の経験として、執行役員等として建設業の経營業務を管理した経験を新たに認める**

【平成26年 建設業法改正】 解体工事業の新設（全29業種）

- ・ 暴力団排除条項の整備、許可申請書等の閲覧制度を見直し

※このほか、財産的基礎については、物価変動等を考慮し昭和52年、59年、63年、平成6年に金額要件を見直し。

※赤字は経營業務管理責任者制度に係る改正 44

【経營業務の管理責任者要件が設けられている趣旨】

- 建設工事は一品ごとの注文生産であり、工事ごとに資金の調達、資材・下請の手配が必要であるなど、他の産業の経営とは著しく異なった特徴。
- あらかじめ品質確認ができない目的物について、多額の投資をする発注者（一般消費者を含む）を保護するためには、建設業者について、一定水準の経営能力が担保されていることが不可欠。

【現在の経營業務管理責任者要件】

役員のうち常勤であるものの1人(法人の場合)又は個人若しくは支配人(個人の場合)が、以下に掲げるいずれかに該当すること

- ① 許可を受けようとする建設業に関し5年以上経營業務の管理責任者としての経験を有する者
- ② 許可を受けようとする建設業以外の建設業に関し7年以上経營業務の管理責任者としての経験を有する者
- ③ 許可を受けようとする建設業に関し経營業務の管理責任者に準ずる地位(使用者が法人である場合においては役員に次ぐ職制上の地位をいい、個人である場合においては当該個人に次ぐ職制上の地位をいう。)にあって次のいずれかの経験を有する者
 - (1) 経營業務の執行に関して、取締役会の決議を経て取締役会又は代表取締役から具体的な権限委譲を受け、かつ、その権限に基づき、執行役員等として5年以上建設業の経營業務を総合的に管理した経験
 - (2) 7年以上経營業務を補佐した経験
- ④ 国土交通大臣が1から3までに掲げる者と同等以上の能力を有するものと認定した者

※③(2)は、商法改正やそれらを踏まえた企業の経営形態の多様化に対応する観点から、平成17年の規制改革答申における指摘を踏まえ追加したもの

資本金階層別にみた専門建設業者の状況（平成25年度）

	許可業者数	専門業者数		専門業者の割合
			構成比	
総数	470,639	193,606	100.0%	41.1%
個人	91,204	32,751	16.9%	35.9%
法人	379,435	160,855	83.1%	42.4%
200万円未満	8,972	2,914	1.5%	32.5%
200万円以上500万円未満	112,793	45,683	23.6%	40.5%
500万円以上1000万円未満	68,393	29,284	15.1%	42.8%
1千万～5千万未満	172,427	78,035	40.3%	45.3%
5千万～1億未満	11,296	3,949	2.0%	35.0%
1億～10億未満	4,201	812	0.4%	19.3%
10億以上	1,353	178	0.1%	13.2%

出所：許可業者数は、国土交通省「建設業許可業者数調査」
 専門業者数は、国土交通省「建設工事施工統計調査」

※「専門業者」は、当該年度に建設工事の実績があって、かつ総売上高のうち建設工事完成工事高が80%以上を占める業者をいう。